

紀美野町第2回定例会会議録

令和2年6月16日（火曜日）

○議事日程（第2号）

令和2年6月16日（火）午前9時01分開議

- 第1 議案第65号 物品購入契約の締結について
第2 一般質問
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	桐山尚己君
3番	藤井基彰君
4番	上柏皖亮君
5番	七良裕光君
6番	田代哲郎君
7番	西口優君
8番	北道勝彦君
9番	向井中洋二君
10番	美野勝男君
11番	美濃良和君
12番	伊都堅仁君

○欠席議員

2番 廣瀬隆一君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企 画 管 財 課 長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	湯 上 増 巳 君
保 健 福 祉 課 長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	吉 見 将 人 君
建 設 課 長	米 田 和 弘 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	坂 昌 美 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
ま ち づ くり 課 長	山 本 訓 永 君
美 里 支 所 長	(山 本 訓 永) 君
代 表 監 査 委 員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	中 谷 昌 弘 君
次 長	井 戸 向 朋 紀 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

廣瀬議員から、欠席届が出ていますので、報告します。

（午前 9時01分）

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

なお、執行部から議案第65号について提出がありましたので、本日、本会議開会前の議会運営委員会で御協議をいただき、本日の日程に追加し、本日は説明のみとし、開会日に説明を受けた議案とともに、15日に質疑、討論、採決を行い、また発議については、19日に提出者から説明、質疑、討論、採決を行うことになりましたので、報告し、御了承願います。

それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第65号 物品購入契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、議案第65号、物品購入契約の締結について（令和2年度紀美野町立小中学校iPad及び装飾品購入事業）を議題とします。

説明を願います。

教育次長、曲里君。

（教育次長 曲里充司君 登壇）

○教育次長（曲里充司君） おはようございます。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第65号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の目的でございます。令和2年度紀美野町立小中学校iPad及び装飾品購入事業でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は993万3,000円でございます。

契約の相手方は、和歌山県紀の川市貴志川町神戸893番地3、有限会社カワカミ、

代表取締役、河上泰三。

別添の議案説明資料の1ページと2ページを御覧ください。

この事業は、町内小学校4年生以下の児童にiPad1人1台となるよう、計166台の整備を行います。また、iPadに附属してアップルペンシルやキーボード、ヘッドフォン等も合わせて購入を行うものでございます。これにより、町内小中学校児童生徒全員にiPadが1人1台の整備がされることとなります。

入札の詳細につきましては、説明資料のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第65号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

◎日程第2 一般質問

○議長(伊都堅仁君) 日程第2、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言を願います。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は5人です。通告順に従い、順次質問を許可します。ただし、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

それでは、5番、七良裕光君の一般質問を許可します。

(5番 七良裕光君 登壇)

○5番(七良裕光君) 私から2点質問させていただきます。

1点目、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応策について。

これから、梅雨前線の活発な活動による大雨や、7月から10月にかけての台風による大雨、洪水、暴風などにより避難をせざる場合が考えられます。

そこで、避難所における新型コロナウイルス感染症、密集、密接、密閉対策の内容についてお尋ねします。

2点目、入札後の対応について。

先般の星の動物園プラネタリウム棟新築工事に係る工事請負契約の締結についての議案説明資料を見ると、予定価格が公表されているにもかかわらず、3社が予定価格を超える価格で入札したことが明らかになっております。

そこで、この入札結果を受け、紀美野町入札契約制度検討委員会等でどのような検討

を行ったのかお尋ねします。

以上、2点よろしく申し上げます。

(5番 七良浴 光君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) それでは、七良浴君の質問に対する当局の答弁を求めます。
総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、私からは七良浴議員の1点目、避難所における新型コロナウイルス感染症への対策についての御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が解除はされたものの、第2波の到来も予想されているため、予断を許さない状況に変わりはありません。

このような中、大雨、洪水、暴風等が発生しやすい季節を迎えることになり、避難所においても新型コロナウイルス感染症対策が求められているところです。

議員御指摘のとおり、避難所が密集、密接、密閉の三密にならないよう対策を講じていくとともに、住民の皆さんにも避難の仕方の見直しなども含め御理解や御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

避難所は三つの密になる可能性もあるため、避難所に来られた際は、マスクを着用し、2メートル以上の十分な間隔で背中合わせとなる体勢をとり、換気や手洗いなど小まめにさせていただくよう周知してまいりたいと考えています。

今回の補正予算にも計上させていただいておりますが、手指消毒用のアルコール液や飛沫防止策としての仕切り用の段ボールも整備してまいります。

なお、避難所にお越しの際は、自分の食糧、マスク、体温計、タオルなどできる範囲で御持参していただくようお願いしてまいりたいと考えております。

また、保健師が福祉センターで待機しておりますので、避難されている方が体調を崩したときには、診療所の医師と連絡を取り、迅速に対応できるよう努めてまいります。

以上、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応策についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、私のほうからは、七良浴議員の2番目

の、入札後の対応についての、星の動物園プラネタリウム棟新築工事に係る入札において、3社が予定価格を超える入札をした結果を受け、紀美野町入札契約制度検討委員会等でどのような検討を行ったのかについての御質問にお答えいたします。

令和2年6月1日に開催いたしました紀美野町建設等業者選定審査委員会におきまして、令和2年5月29日執行の星の動物園プラネタリウム棟新築工事に係る入札の結果を報告、確認をさせていただきます。

その中で、本入札について予定価格を超える価格で入札した業者は3社あり、同3社は失格であると確認を行っておりますが、その内容について特段検討は行ってございません。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

5番、七良裕 光君。

○5番 (七良裕 光君) 今、総務課長のほうからマスクを持参するとか、また避難所に入るときには、手洗いをきちんとやっていくとかというようなお話がありました。

また、新しい試みとして、間仕切りの段ボールでの対策と。これはプライバシーを守るということも含めてのことかなと、このように思います。

そこで、まず私は、各避難所の収容人員、一応町のほうで定めた指定避難所の収容人員が掲載されております。その収容人員の面積算定、1人当たりの面積算定は、どのような形で当初算定しておったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、やはり密集、密接を解消するための状況として、ただいま答弁にありましたマスクの着用とかそういったことについては、反面、熱中症とかという、そういうことにもなりかねないということも言われております。

そういった中で、避難所そのものの空気清浄機の整備や、また当初、避難所への配備計画をしていると思います飲料水の配備についても増強していく必要があるのではないかと、このように考えますがお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

○総務課長 (細峪康則君) まず、避難所、避難場所の面積の算定、収容人数なん

ですが、面積割になっております。コロナ対応以前では、体育館では1人2.7平米。それから、集会所とか公民館、そういう部分でありますと、2.0ないし2.1平米。これが基準に示されておりますので、これで面積から1人当たりの面積を割りますと人数が出てきます。

紀美野町で3,451人収容できる、48施設で3,451人収容されることができるといふふうになっておりました。

ただ今回、コロナの対応になりますと大体1人当たり7.5平米を確保しております。そうしますと、収容人数が全体で1,103人ということになります。大体1人2メートルの間隔を取るといふようなことで、算定をさせていただいております。

それから、熱中症の対策についての御質問もあったかと思えます。

確かに密封になりがちでありますので、当然クーラーのついているところは、若干クーラーを低めに設定していただいて、そして、暴風でない限り多少換気できるように、窓なりを開けていただくとか、そういう試みもしていただくなりして熱中症対策に努めていただきたい。

なお、空気清浄機でありますとか、あるいはまた扇風機、こういう類いのものも、随時また整備をしていかなければいけないというふうを考えております。

また、飲料水につきましては、1万1,000本ぐらい、現在町は備蓄しておりますので、これにつきましても、やはり、夏の暑い時期、熱中症の対策として必要であるものと考えておりますので、また整備等考えてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） 今、いろいろと対応策について考えていただいているというお話をいただきました。ありがとうございます。

2点、再確認させていただきたいと思えます。

空気清浄機については、今後整備していかないかというふうなお考えを今聞かせていただいたんですが、今回のコロナ感染症対策として、そういったものを整備していくという考えをお持ちなのかどうか。

それから、もう1点。飲料水については、1万1,000本備蓄しているというお話でございました。これを各避難所当たりにすれば、1人当たり何本が配備できるのか。

また、この飲料水の容量ですが、1本当たりどれだけの容量入ってる飲料水であるのか。併せてお尋ねいたします。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） まず、空気清浄機の整備についてでございますが、今回の補正予算にも、とにかく消毒液は必ず買いたいという、もう今現在ないので。これは各避難所にも、設置もう既にはしているところもあるんですが、これを完璧にしたいという気持ちがあります。これは必ず実行します。

それで、あと換気についてなのですが、空気清浄機も含め、あるいはまた扇風機的なもの、そういうものも含め考えていきたいと思っておりますので、全て空気清浄機になるかというのは、ちょっと検討をさせていただきたいと思っております。ただ、換気等環境をよくするためのものは、各集会所にも置いていきたいと考えております。

それから、飲料水につきましては、これはペットボトル500ミリリットルでございます。ただ、500なので、やはり割と小さいめでございますので、1人については、2本ぐらいは確実に必要なのかなと思っております。

なお、避難所が48ございます。その中でやっぱり福祉センターが一番の避難する数が多くて、前回の停電長く続いたときの避難された方が、福祉センターでは43名でありました。全体では73名でありましたので、福祉センターが大体過半数を占めておるという状況であります。それで、各集会所につきましては、五、六本ぐらいのものを、取りあえず置きたいなと思っております。大きな、常にたくさん集まる場所には多めにということで、全く使われてない集会所も中にはありますので、そこでも最低は五、六本は置いておきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良裕 光君。

○5番（七良裕 光君） いろいろと準備をしていただいていること聞かせていただき、ありがとうございます。

まず、その次に、避難所におけるクラスター対策として、どのようなお考えを持っているのかということをお聞きしたいと、このように思います。

また、ニュースでは東京でもまた感染者が増えてきているというような状況の中で、どうもクラスター的な感染が出てるのではないかとというような推測も出ているようですので、やはりそういった部分についても再度お聞きをしたいと、このように思います。

町の広報きみのには、やはり避難所での注意点を明記していただけていますが、これについては、皆さんがしっかりと熟読しているかどうかということも含めて、再度機会があれば、そういった住民の方々に周知をするということについても、重ねてお願いしたいと、このように思います。

それと、その広報の掲載文の最後のほうに、可能であれば、感染リスクもある避難所には行かず、親戚や友人の家に避難することも検討してくださいと、こういうような文章、これは確かにそのとおりだと思いますが、全国では、パートナーシップ協定書なるものを一般の方と交わして、そして、避難所でないそういったところへも避難をしていると。これはちなみに、長野県飯田市でそういうことを実施しているというのもニュースの中で出ておりました。

そういった、名前はパートナーシップ協定書ということだけでなしに、やはり、災害時に安全・安心に避難できる場所として、昔からお寺とかそういったところは、どうも災害発生時には安全・安心に保てているという場所に設置しているようなようにも感じますので、そういったことも含めて、町においてもそういうことを考えていく考えはないのかということ再度お尋ねしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 議員がおっしゃったクラスター対策、これが大変重要なことだと認識しております。それで、町といたしましても、分散避難というのがやはり大事なことではないかと考えております。それは、在宅であっても崖とか山際から離れた2階とか、そういう部分にまず避難していただく在宅避難、それから、当然避難所への避難、それから、あるいは屋外の車やテント内で過ごすような青空避難とか、いろんな避難の仕方というのは、現在取り沙汰されておるところであります。その一つとしても、知人とか親戚宅にも縁故避難というんですか、そういうものもあるということで、広報6月号には掲載もさせていただいております。ただ、いろんな分散避難することによって、できるだけクラスター化しないという、そういう思いでもあったので、ちょっと可能であれば、知人や親戚宅へということで、まずは掲載をさせていただいた次第であります。

それで、議員御提案いただいた、お寺であるとかそういう昔からの建物といいますか、そういうところが非常に安全・安心な場所に建っているということで、こういう安全・安心でなおかつ住民が慣れ親しんでいる場所、こういうところにおいても避難するとい

う、身近に避難できるという御提案をいただきましたので、このことに対しましても、ちょっと研究をさせていただいて、大変、住民としては分かりやすいところへ避難できるというメリットもありますので、研究をさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良浴君。

○5番（七良浴 光君） ありがとうございます。

続いて、2番の入札後の対応について、再質問させていただきます。

ただいま、課長さんのほうから答弁をいただきました。私は検討していないように取れたのですが。やはり、町の契約事務規則第15条には、予定価格を事前に公表している場合の入札において、予定価格を超える入札をした者は失格とすると明記されており、当然、入札執行通知書とともに送付する入札心得の文中にも同じ文言が記載されていると思いますが、そのことについて答弁願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 七良浴議員の御質問にお答えいたします。

入札の失格ということで、失格というのは、予定価格を超える入札、または最低制限価格が設定されている場合は、最低制限価格未満の価格で入札をしたものは失格ということになってございます。

今回につきましても、予定価格を超える入札は3件ございまして、その方については失格ということになってございます。

それは、この入札に対しての失格ということでございますので、後々の入札に影響があるとかそういったものではございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○5番（七良浴 光君） 入札心得の文中に同じ文言が記載されてあるかどうかという。

○企画管財課長（坂 詳吾君） すみません。

入札執行通知という通知の中にはないんですが、入札の失格につきましては、入札心得の中に入札の失格ということで、文言が入れさせていただいております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） 今、課長のほうから答弁いただきましたが、やはり、予定価格を超えるような応札をしようと、せざるを得ないと、見積りの結果せざるを得ないという人は、本来、辞退をするとかそういうシステムがあるのではないんですか。そういう中で、わざわざ予定価格を、公表している予定価格を超えた金額で応札をするということの行為について、入札契約制度の検討委員会等いろんな委員会がありますが、そういったところで何も問題化していかないというのも、ちょっとおかしいんじゃないかなと、このように思うんですが、そこらどういった考えで検討しなかったのか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 入札契約制度委員会委員長としてお答えを申し上げます。

ただいま、議員から御質問ありましたように、検討する中で予定価格を超えて応札された業者に対して、その意図はもちろん分からないんですけども、どうしてそうなったのかということと、議員も言われたように、その場合には辞退という方法もあると、それももちろん、辞退という業者もあります。それと、予定価格を超えて応札した業者も。そこらの業者の意図は分かりませんが、そのことに対して、これまで委員会では細かく協議、検討というのはしてこなかったのは事実でございます。

しかしながら、そこらの点につきましても、これからはしっかりと協議、検討して、どういう対応をしていくかということも検討していきたいなと思います。結果的には、もちろん失格にはなるんですが、入札開示における失格ということで片づけてしまっているのかどうかということも、もちろんありますので、そういうことが例えば続くとすれば、その制度自体に問題もあるかもしれません。

ということで、そういった場合にはどうしていくかということ、これからしっかり委員会の中で検討してまいりたいというふうにしたいと思います。

ということで、今後の入札制度等をしっかりしたものにしていきたいなというふうに思っておりますので、議員から貴重な意見をいただいておりますので、それを今後の制度検討委員会でしっかりと研究、検討してまいりたい、生かしていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） 確かに、今、副町長がおっしゃることも分かります。し

かし、予定価格を公表するという事は、当然、その額イコールか以下でないかと落札できないというのが分かっての入札だと思うんです。それをあえて、予定価格をオーバーした価格で応札するという事は、何か予定価格を公表していることそのものを理解されてないんじゃないかなと、こういうふうに思いますので。そういったことについても、しっかりと実情を把握するという上においても、本年3月の定例会で、副町長が答弁、私の入札のことについての答弁の中では、入札後において、入札結果はどうであったかということのチェック、検証ということは必要であり、これは今後必ずしていかなければならないというのは強く認識している中で、この入札契約制度検討委員会におきまして、年に1回とはいわず、入札が終わった次の段階の業者の選定委員会も含めて、しっかりと検収、チェックをしていきたいと、こういうふうに強く考えておるところでございますという答弁でありましたので。必ず、今回のことを、詳細な検証をしていただくということをお約束していただけますか。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） ただいま、議員からおっしゃられたように、3月の議会でお答えを申し上げて、その後の入札についてのチェック、検収というのは、次の段階の業者選定委員会で必ず開催しております。

先ほど、課長が申しましたように、今回の件につきましては、5月29日に入札執行したものを、6月1日の業者選定委員会でチェックしたところでありますけれども、先ほども申し上げましたように、予定価格を超えて応札した業者については、それまで失格ということで、そういう形で終えてしまっているというのが、今現状でありますので、その辺りの詳しい内容とかというのは、それで失格で済ますんじゃなくて、業者から聞き取りをすとか、何らかの形で、それはしっかりと協議、検討していきたいなど、今後の入札執行につなげていきたいというふうな気持ちを十分持っておりますので、我々しっかりと努めていきたいと、このように思っております。

以上で、答弁終わります。以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって七良浴議員の一般質問が終わりました。

続いて、6番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） それでは、議長のお許しを得て、一般質問に移ります。

質問の1点目は、新型コロナウイルス感染症と医療、公衆衛生についてです。

今回は、第2波の新型コロナウイルス感染症拡大から、国民、住民の命と健康を守るために、医療体制と公衆衛生をどう強化すべきかについて、国の施策に対する町の考えを伺います。

現時点では、新型コロナウイルスの感染状況が一定程度抑制されているものの、専門家は感染拡大の第2波への懸念を共通して語っています。

新型コロナウイルス危機は、日本の医療体制と公衆衛生の対応力の弱体化を露呈させました。今回のコロナ危機では、医療現場の逼迫が深刻になる地域が増え、医療崩壊が目前に迫りました。新型コロナウイルス感染者用の病床は、ピーク時に3万1,383床が必要だと見込まれています。しかし、確保できているのは1万7,698床で、これは5月21日時点です。56%にとどまっています。5万床確保するという安倍晋三首相の目標と程遠い現状です。資本の利潤最大化を狙って、公的医療費を抑制してきた新自由主義的改革がコロナ危機を深刻化させたことは明白です。

小泉政権の医療制度改革の論点2003年では、医療費の伸びの多くを占める入院医療費を抑制するため、病床数の削減や供給医師数の計画的削減などの効率化を図ることを基本方針にしました。今後、需要が増大する高齢期の医療は、がんや脳血管疾患などの慢性期が中心であるとして、感染症を含む急性期医療の縮小を進めてきました。

急性期医療に医師、看護師や医療機器を集中投入し、病床稼働率を高め、患者の入院日数を短期化することで急性期の病床を絞り込み、全体の病床数も減らしてきました。

全国の感染症指定病床は、1998年末に9,134床ありましたが、その後、21年で1,884床、2019年末ですが、に減りました。全体の病床も減少のスピードを増しており、この2年間で3万床も減っています。

14年の医療介護総合確保法では、新たな病床削減の仕組みである地域医療構想を導入しました。25年時点の病床数を、本来必要な152万床から119万床に33万床削減する構想です。急性期病床である400超の公立・公的病院を名指しして、病床の削減や統廃合を狙っています。しかし、感染症指定病床を持つ全国367病院のうち9割を超す346病院が公立・公的病院です。名指しリストに載った24病院は、感染症病床のある病院です。

そもそも、地域医療構想は感染症対応の病床を確保するという視点を欠いています。名指しリストの公表を初めとする地域医療構想の推進は、中断すべきだと思います。その上で、各都道府県が作成する医療計画に、感染症対応の病床や医療従事者の確保計画、

人工呼吸器やECMO（体外式膜型人工肺）などの医療機器、感染防護具の備蓄計画を具体的に盛り込む必要があると思いますが、町としての考えをお聞かせください。

質問の2番目は、樫河池における過去の土砂災害についてです。

今年も、降雨などによる自然災害が発生しやすい季節になりました。世界有数の自然災害国と呼ばれる日本は、島国であることと気候の特徴から多種多様の災害に見舞われます。

一昨年、西日本を中心に甚大な被害をもたらした西日本豪雨は、河川の氾濫、浸水、土砂災害等が発生し、死者、行方不明者が多数出ました。この豪雨の原因は、台風及び前線の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続けた結果です。土砂災害が多い主な理由は、雨が多いことともろい地質の山が多いことです。

特に、日本は世界平均の2倍の降水量と言われており、大雨の際は常に土砂災害への警戒が必要です。

紀美野町太陽光発電所建設が予定されている山林は、専門家によれば頂部傾斜面辺縁には新規の崩壊跡が随所に認められ、岩盤地滑りを含む岩盤の緩みなど斜面変動が著しいとのこと。また、谷底には崩土や土石流堆積物が堆積し、大雨時には斜面崩壊、崩土の流出、土石流が頻繁に発生したことを示しており、大雨時に地滑りや岩盤の緩みは崩壊に至ると指摘しています。

そして、計画地の西側斜面及び北側斜面は急傾斜に加えて斜面変動が著しく、斜面崩壊が発生するおそれがある。現地形では、斜面崩壊による土石流は谷にとどまっていたものが、造成による大規模な改変、地形の平坦化、樹木による抑止効果がなくなるため、造成地を流れ下ることが可能になり、樫河池や皿池まで達するおそれがあると警告しています。

そのような山林約36ヘクタールのうち12.6ヘクタールを造成し、3万8,000枚ものモジュールを敷き詰めて太陽光発電所を建設した場合、2018年7月の西日本豪雨や同年9月の台風21号のような災害に遭えば、崩落やパネルの飛散が起こる可能性は極めて高いと思われます。

紀美野町で起こった過去の降雨災害で最も被害が大きかったのは、1953年、昭和28年7月18日の7.18水害が知られています。記録では、貴志川の増水、約6メートルに上り、上流地域は山崩れが随所に起こり、道路の決壊、河川の氾濫は至るところで起こり、橋梁の大部分が流出、田畑の冠水と流水、家屋の流出数知れず、流出中の

家屋から救いを求める者多数続出した。最も被害の大きかったのは上神野、下神野、長谷毛原、国吉の各村で、交通路が寸断され、濁流渦巻く泥海と化し、災害後数日間は食料物資の輸送できず、空軍機による投下だけに依存しなければならなかったとなっています。

海草郡の被害は、死者21人、行方不明7人、家屋の全壊254戸、家屋流出471戸となっています。降水量は17、18の両日で、高野山452ミリ、龍神550ミリ、真国で432ミリと記録されています。

67年前に起こった豪雨災害のとき、太陽光発電所の建設が予定されている小畑字登尾界限や檜河池の被害について、検証してみる考えはないかお伺いいたします。

質問の3点目は、蛇の話です。

身近な毒蛇ヤマカガシについて質問します。

2017年7月、兵庫県で小学生が毒蛇のヤマカガシにかまれ、一時意識不明になりました。九州でも福岡県宮若市で同じ7月下旬、小学生がヤマカガシと見られる毒蛇にかまれ5日間入院しました。

ヤマカガシは、同じ毒蛇のムムシに比べるとあまり知られていませんが、数倍強い毒を持っています。夏休みは子供が野山で遊ぶ機会が多い季節です。専門家によれば、ヤマカガシは、自分から攻撃することはないので、見つけても触らないようにと注意を呼びかけています。

ヤマカガシは、北海道や一部の離島を除く全国に生息し、好物のカエルがいる川や田んぼでよく見られます。最近は少なくなりましたが紀美野町でも見かけます。体長は約80センチ程度、大きいものでも約1.5メートル程度です。生息地域によって体の色や斑紋が違い、九州のヤマカガシは黒い斑紋が大きく、関東では赤色が目立ちます。

ヤマカガシにかまれて死亡した例は4件確認されています。元来は無毒とされてきましたが、1972年、東北で中学生がヤマカガシにかまれて亡くなるという事件が発生して以来、毒蛇として認識されるようになりました。ヤマカガシは日本に生息する蛇のうち、毒蛇とされる三つの代表的な蛇の一種です。ちなみに3種とはハブ、ムムシ、ヤマカガシです。アオダイショウ、シマヘビとともに日本本土でよく見かける蛇の一種です。

同じ毒蛇であるニホンムムシに比べても生息数が多く、水田などを活動の場とすることで、人との関わりも深いといわれます。ヤマカガシはカエルを主な食料とするため、

日本の農業、特に水田の発達とともにヒキガエルや他のカエルの繁殖地で増加していったものと考えられます。したがって、ヤマカガシの写真とともに広報に掲載し、毒蛇であることを周知する考えはないかお伺いいたします。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) それでは、田代君の質問に対する当局の答弁を求めます。
保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、田代議員の一つ目の御質問、新型コロナウイルス感染症と医療、公衆衛生についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症については、今年3月、WHOが世界的大流行を意味するパンデミックを宣言し、我が国でも、4月16日に全国を対象とした緊急事態宣言が発出される中、医療現場でもマスクや防護服や医療機器などが不足し、地域によっては感染者の急激な増加により医療提供体制が逼迫する危機的状況となりました。

議員の御指摘のとおり、第七次和歌山県保健医療計画においては、新型感染症への備えについての具体的な計画は示されておらず、今般の新型コロナウイルス感染症拡大によって、改めて十分な感染症対応ができる医療体制の確保が必要であると再認識しております。

感染症対応が可能な病床の確保や、医療従事者の確保、重症者に対応できる人工呼吸器やECMO等の医療機器、医療材料の備蓄について、具体的な計画を整備することが急がれております。

町といたしましても、新型コロナウイルス感染症の第2波や第3波、その他の感染症にも備え、現在の医療計画の追加補強の検討、また地域医療構想においても、感染症に対する対応をどのようにしていくのかということも踏まえ、早急に対応するよう県に要望していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長 (米田和弘君) 私からは、田代議員御質問の2番目の樫河池における過去の土砂災害について、お答えさせていただきます。

議員御質問の、榎河池における昭和28年大水害の被害状況については、明確な資料等が見当たらず、詳細は把握してございませんが、当時、周辺の河川の氾濫等により多くの被害がもたらされたことは、折に触れてお伺いしております。

榎河池は、江戸以前に築造されたため池であり、堤高10.2メートル、堤長96.0メートル、貯水量は約16万5,000立米となっております。

平成27年の調査により、堤の底部に漏水が発見され、また取水施設の老朽化により、緊急放流ができない状態であり、洪水吐も断面不足であることが判明いたしました。このため、県に改修を依頼し、県営ため池等整備事業において大規模な改修が行われている状況であります。事業費総額は約1億9,000万円で、現在は、ほぼ完成となっております。残すところは堤の制波工のみとなっております。

榎河池周辺の安全については、現在策定しているわかやま土砂災害マップや榎河池ハザードマップにより、浸水等の被害浸水区域や土砂災害区域などの想定が示され、周辺住民の方への周知と地域防災力の向上に生かしていくとともに、ハード部分の対策として、堤の改修工事が実施されており、懸案事項であった堤部の漏水、洪水吐の断面確保による増水時の放流問題等が解消されることとなります。

なお、池の管理につきましては、海南野上土地改良区が行っておりますので、引き続き安全な管理に努めていただくよう、町としても携わっていきたいと考えます。

以上、榎河池における過去の土砂災害についての答弁とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長 (吉見将人君) 私からは、田代議員の三つ目の御質問にお答えさせていただきます。

田代議員おっしゃるとおり、ヤマカガシは、日本国内の広範囲で、水田など水辺付近でカエルなどを捕食して生息しております。ふだんはおとなしく、動物の気配を感じるとすぐに逃げるような臆病な性格であるとされております。

また、ヤマカガシは、日本の蛇の中でも強い毒を持つと言われております。ただ、上顎の奥の方にある毒牙は2ミリ以下と短く、毒腺を圧迫する筋肉がないため、一瞬かまされただけでは、毒が注入されない場合があるともされてございます。

議員御質問の、一つ目の兵庫県の小学生がヤマカガシにかまれ、一時意識不明になっ

たとのことですが、記事によりますと、小学生は友人と蛇を捕まえるために、お寺の参道へ行き、捕まえたときに指をかまれ、その後、友人の自宅で捕まえたヤマカガシをリュックサックから取り出したときに手首もかまれたとのことですが。

本来なら、かみつかれる可能性は非常に低いと考えられますが、小学生が捕まえ、リュックに入れて持ち帰り、執拗に触っていたことが原因ではないかとされています。

ヤマカガシの毒は、非常に毒性が強く、特定動物に指定されています。そのことから、当町としましては、その他の有毒種であるマムシやその他の無毒種である蛇等を目撃した場合の対応について、ホームページや広報誌などにより周知することを考えています。

以上、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

6番、田代哲郎君。

○6番 (田代哲郎君) それでは、新型コロナウイルス感染症と医療、公衆衛生について、再質問を行います。

重症の感染症患者を治療する集中治療室ICUの病床数、人口10万あたりを見るとドイツは29.2床と世界的にトップクラスです。医療崩壊が起こったイタリアでも12.5床となっています。日本は4.3床と少な過ぎる状況です。

ICU病床には医師や看護師などの人員が大幅に割かれるため、その他の一般病床が手薄になり、手術や救急搬送患者が制限される事態まで生じています。

本来、医療には緊急時のための余力、余裕が大事です。常にぎりぎりまで入院患者を受け入れる効率化ではなく、余裕のある病床受入れ体制と人員体制が必要です。

院内感染の発生で、病院が患者の受入れを休止した場合、その地域における他の病院でカバーしなくてはなりません。ドイツでは平時に過剰と名指しされた病院、病床によって、コロナ危機時に重症患者を適宜に治療する体制を整えることができ、多くの命を救えました。

医師の絶対数が不足していることも、医療体制の弱体化を招いています。日本の人口1,000人当たりの医師数は2.4人で、経済協力開発機構、つまりOECDの加盟国

平均は3.5人です。あと約14万人養成しないと平均値に達しません。

7か国G7の中で、日本の人口当たり医師数は最低で、フランスの7割、ドイツの6割の水準にすぎません。1982年に、将来は医師過剰時代になるとして、医学部の入学定員を抑制する閣議決定が行われ、定員削減が2008年まで続いたことが背景にあります。

看護師不足も深刻です。感染症の重症患者に人工呼吸器やECMOを装着すると、一般病床の患者と比べて何倍もの人数の看護師が必要になります。体力的にも精神的にも厳しい状況に置かれ、看護師の免疫力は落ちて感染する危険も高まります。院内感染が起これば感染の可能性がある医療従事者は現場を離れざるを得ず、ますます人手が不足します。この負の環境は各地の病院で広がっています。

重症や重篤な患者は、集中治療が24時間体制で続きます。医療体制の維持を含め、かなりの人員を確保することが必要です。今、医療現場は人、物、お金が不足し疲弊しています。感染蔓延から国民の命を守り、医療崩壊を止めるため、医療体制を拡充することは待ったなしの課題だと思います。

県にもそういうことで、地域医療構想を含め、こういう医療の要請するという話ですが、医療体制を全国的に拡充することも、その課題として要請すべきではないかと思います。その点についての認識をお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、田代議員の御質問にお答えします。

田代議員御指摘のとおり、ECMOの医療機器やそういう使える専門医が全体的に少ないということは、周知の事実でございます。また、ECMOを使う際には、集中治療室ICUで治療することとなるため、24時間体制で常駐しなければならないということで、かなり医療現場においては負担がかかってきます。そのため、和歌山県のほうでは、医療従事者の負担を軽減する取組を実施するということで、体制づくりであるとか、また、国のほうではECMOを使える養成をしていくとか、そういうようなところで、取り組んでいるところでございます。

町といたしましても、そのような取組に対して協力体制を整え、町民の皆さん、県民の皆さんが安心してもらえるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） ウイルスの流行というのは、公衆衛生の問題であり、感染症は公衆衛生にとって常に重要な課題です。公衆衛生は、直言すれば公共的健康ということですが、憲法25条には国民の生存権とともに、国の業務として公衆衛生の向上及び増進を図ることが明記されています。

厚生労働省の公衆衛生審議会は、国際交流の活発化や航空機による大型輸送の進展により、感染力が強く重篤な感染症の発生、拡大の危険性に警鐘を鳴らしています。ところが、国の感染症対策の中核を担い、研究、ワクチン開発、流行状況の調査、監視などを行う国立感染症研究所は研究の継続性や感染症対策が弱体化しています。研究者の定員が長期にわたって減らされ、予算も10年前と比べて大幅に削減されています。

国の感染症対策を大転換すべきで、どんな感染症にも対応できる研究基盤の確立と維持向上が喫緊の課題です。

さらに、感染症対策を担い、健康危機管理の重要な組織と位置づけられた保健所は、効率化によって850か所、これは1990年ですが、から469か所、今年の4月1日現在です、に減らされました。この30年で施設が半数近くまで減っただけでなく、予算や人員も減らされました。職員総数は約3万4,000人から約2万8,000人に減り、中でも医師数は4割以上減っています。

保健所が減らされた背景には、1990年に保健所法が地域保健法に改定されたことがあります。都道府県の保健所は、より広域化した所管区域を設定され、統廃合が行われました。

保健所は、地域における公衆衛生の向上、増進を図るための中心機関です。新たな業務が追加され、少ない人員で広い地域を担当し、住民密着の業務は困難になっています。ここに新型コロナウイルス感染対策が直撃しました。政府の専門家会議も指摘したように、保健所の現場の業務負担と疲弊感はすさまじい状況です。

国は、結核患者の減少を理由に感染症の時代は終わったとして、感染症研究所、衛生研究所、保健所などを縮小し、公共サービスを削減してきました。コロナ危機により、こうした政策の誤りが露呈しました。今回の危機を契機に、感染症専門家の育成、感染症病床の増床と充実、保健所の調査、検査体制の強化、疾病対策センターCDCの創設をはじめ、弱体化した公衆衛生システムの大転換が必要だと思えます。

町としての考えと認識をお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

(午前10時10分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、田代議員の御質問にお答えします。

田代議員御指摘のとおり、今回の新型コロナウイルス感染症によって、改めて十分な感染症対策の医療体制である人材であるとか、医療機器の充実であるとか、その辺りについては、具体的に早急に対応しなければならないと考えております。

そもそも地域医療構想の目的は、2025年に向けた、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築することです。この辺りについて、新型コロナウイルス感染症などについて、十分な感染症対応ができる医療体制を確保していきたいと考えておりますので、国、県に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） これまでは、国の政策について、町としての認識を伺ってきました。この町の公衆衛生の現状について、町としてどう考えているのかについて、少し質問させていただきます。

本来、医療とか公衆衛生には、緊急時のための余力とか余裕が大事です。普段はそんなに要らないと思っても、ドイツの例のように多く余力を持って抱えていると、緊急時にはそれが力を発揮します。第2波の新型コロナウイルス感染症拡大から住民の命と健康を守るため、このまちの公衆衛生というのはどうあるべきかについて、思いをはせていきたいと思っております。

過疎地でのクラスターや感染爆発は起こりにくい。この町のような過疎地で、そういうことはなかなか起こりにくいと思いますが、絶対に起こらないということではないと思います。具体的に、保健師や看護師などの専門職の日常的な余力や余裕がどうなのか、その辺りのことについて、特に専門職の状況が十分なゆとりを持って業務に当たっているのかどうかということも考えるべきではないかと思っております。

まして、今回はコロナを問題にしていますが、感染症というのはコロナだけではないと思います。そういう密林とか森林をどんどん伐採して動物を追い出すので、そういうもつと感染力の強いウイルスが流行しない保証はないと思います。

町の公衆衛生の在り方について、これからも真剣な検討が必要ではないかと思ひます。安心して生活できる町にするために、そういう点について必要ではないかと思ひます。

以上です。この点についての考え方をお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の御質問にお答えをいたしたいと思ひますが、実は、昨年、厚労省の発表によりまして、地域医療構想につきましては、県知事に対して異議を申し上げ、そして、県と共に厚労省に対して越権行為と、そして、また是正を申し入れたところでございます。

そんな中で、厚労省自体、この地域医療構想によってですね、縮小を図っていかうと、田代議員が申されるように、公衆衛生上のそうした縮小というんですか、そうしたことが目的であろうかと思ひます。しかしながら、そうした中で、実は今回のコロナウイルス感染症の発生によりまして、この拡大対策で地域医療の重要性というのを厚労省も恐らく身にしみて分かってきたことだと思ひます。そうした中で、この事案に対しても、やはり、県を通して、国に対して地域医療の重要性と、そしてまた、町民が安心・安全で生活ができるような、そうした公衆衛生上の要望について県と共に上申してまいりたい、そのように考えておるところでございますので、ひとつ御理解のほどよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

それと同時にですね、この地域医療の拠点であります当町におきましては、野上厚生病院というのがございまして、ここの位置づけですね、そしてまた、今後厚労省に対して、やはり、こうした地域医療の拠点と、町民の心の支えであるということ、心に念じまして、今後とも上申してまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） それでは、檜河池の土砂災害について。

今、おっしゃるとおり、堤その他の檜河池は改修作業が行われて、もうじき完成するだろうと思ひます。それを引いて、田畑にも水が配水されて、今、田植の準備が進んで

いるとこです。だから、堤防その他が決壊するという事はあまり考えられないとは、今度のあれでは。しかし、ただ、いわゆる山林ですね、発電所が建設されようとする山林が7.18水害のような雨で崩れないという保証はないのかどうかという。それで、7.18水害のとき、檜河池全体の山林とかがどうなったのか検証したいと思うんですが。

被害が、7.18で大きくなった原因というのは、豪雨故に山が崩れやすくなっていたというふうな指摘もされています。この年の場合は、そもそも雨量が多く、例えば龍神では6月から7月前半で800ミリ降雨があり、雨の降らなかった日が、その間に12日しかなかったとされています。そのために、集中豪雨のときには山間部の土壌は、既に水を含んだ飽和状態になったのではないかとされています。

山林の乱伐や無計画な植林によって、山の保水力が低くなったり、また山崩れがしやすくなったとの指摘もあります。

野上町史の上巻に7.18水害について記載されてはいますが、野上谷の状況について、ほとんど書かれてないんです。資料が残っていないということで、非常に難しいと思うんですが。ニュース和歌山のホームページには、7.18水害について、森下誠先生の体験記が、今でも掲載されているかどうか分かりませんが、ただ、これは向こうの上のほうの話なんで、この野上谷地域のあれではないので。

ただ、そういういわゆる土砂災害というんですか、そういうのがどうなるのか。やっぱり今でも、この地域でそういう経験を知ってる人は、80歳ぐらいから以上だったらあるんじゃないかと思えますんで。池はそんなに、工事で改修されたんで崩れることは、堤防が崩れるというのはほとんど考えられないんですが、あの山林がどうなるのか。

専門家の報告によると、山林がかなり崩れたり、土砂災害が起こった跡があるということなんで、そういうことも含めて、もし、そういうふう知ってる人があって、その人からどうだったかというのを聞ければなとは思ったので、提案させていただきました。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 田代議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、過去の災害に学び対策を講じることは、防災対策の上で大変有意義なことだと認識しております。

田代議員御懸案の檜河池周辺の山林なんですけれども、幸いといたしますか、あまり急

峻な山ではございません。ただ、そこらの部分についても、過去に議員おっしゃるように、地滑りの跡とかそういったものもあろうかと思えます。その部分に紀美野町太陽光発電の事業計画があって、皆さんの不安もあろうかと思えます。ただ、私どもが知る限り、パネルの設置予定地につきましては、砂防指定であつたり急傾斜崩壊区域、地滑り防止地域等々の警戒区域は含まれておらないと認識しておりますので。ほかにも、その事業計画の中には調整池を設置して、直接堰河池には土砂が流れ込まないようという計画もしてあつたかと思えます。

いずれにしろ、流末は堰河池になろうかと思えます。堰河池の堤防、池自体、それから下流域を整備することによって、より安心な地域、下流域の状況をつくれると考えてございますので、引き続き管理者である土地改良区とも十分連携を密にしながら、安心・安全のまちづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） あんまりこの問題ばかりやってると時間がなくなります。それでも、7.18水害のような、このまちで経験した最も大きな水害ですが、それでも、そういう水害があつても安全な場所だという保証はないと思えます。だから、やっぱり、そのとき、どんな水害になつたのか、きちんと押さえられれば押さえておく必要があると思えます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問になるんですか、お答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、昭和28年の、28水のその災害当時、今おっしゃられている地域、これはもうほとんど山林でございますので、今の状況とは全く違つと。その後開発され、そして現在の状況が出てるわけでございます。

そうした中で、当時を振り返って、そして、一遍検証してみてもどうかというふうな御意見であらうかと思うんですが、やはり、これにつきましては、状況が違い過ぎると。川の状況もそうです。また池の状況もそうです。また周辺の状況もそうやという中で、それよりも、今、県のほうですね、ちょっと話は飛躍するかも分かりませんが、各地

区の意見書を求め、そして、それに対する回答書ですね、これを県のほうで求めてると、業者に対してね。というふうな状況でありますので、これをじっくりと見極めた上で、町としては対応してまいりたい、そのように考えておりますので、そこまで答弁させてもらってええんかどうか、ちょっと疑問はあったんですが、そうした状況をじっくり見ながら、今後の検討課題ということでやらしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） それでは、ヤマカガシです。

ホームページに掲載して、広報にも掲載するという話で、それはぜひやってほしいと思います。

この蛇の毒というのは、強い血液凝固作用で血管内で微小な血管血栓を形成することにあります。かまれた直後には、局所的な激しい痛みや腫れはあまり起こりません。毒が患部から血液に入ると、血液の凝固作用によってフィブリノーゲンという凝固物質が大量に消費されます。続けて、血小板が血栓の形成に伴い減少することで、全身の血液が止血作用を失います。並行して、血栓を溶かす作用が高進し、毛細血管が多い鼻の粘膜とか歯肉とか消化器官、肺からの出血が起こります。全身の皮下出血を引き起こします。出血あるいは血栓が原因と考えられている一過性の頭痛が起こることがあります。頭痛が発生した場合は、毒の量が多いと考えられ重症化する例が多いのが普通です。赤血球が血栓で狭窄した血管を通る際に損傷し、赤血球のヘモグロビンが血中あるいは尿に出ることもあり、褐色の尿が見られるということです。重症例では脳出血や急性腎不全、播種性血管内凝固症候群などがあります。

臆病の蛇で、そんなに触らなければかみにくることはないと思いますが、ぜひ、やっぱり、マムシとは比べものにならない猛毒ですから、しっかりホームページや広報等に周知してほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 田代議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、非常に危険な毒蛇であることは認識してございます。

本来、マムシでしたら、長靴で踏んだらかみにきたりするんですが、ヤマカガシに関しては、動物が近づくだけで逃げるといった性質がございまして、むやみに触りにい

かなければ大丈夫だというふうなことが言われております。ただ、触りにいくということが大きな問題でございますので、その辺について、議員おっしゃるとおり周知してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって田代議員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時30分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、7番、西口 優君の一般質問を許可します。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） 改めて、おはようございます。同僚議員からも同じような質問がございましたが、私も通告に従って質問いたします。

まず1点目です。コロナ対策の緊急対策について。

政府からの10万円、紀美野町からの追加1万円は住民にとって好評であります。役場窓口で職員の配備もあって、非常に分かりよいもので、現金給付も5月27日から行われました。誰でも支給されるものは早いほうがよいと思います。それでも、町内は東西に長く交通の便も悪いし、高齢者比率も高くなっています。申請用紙を見ることすら面倒に感じる方もいるかもしれません。出会った高齢者に聞けば、大半が手続を済ませたと聞きました。それでも、意味のよく分かっていない人も少しいます。

町長の行政報告では、10万円の特別定額給付金と1万円の生活支援給付金について、6月8日現在で申請率が97%、給付率は95%とのこと。残りの数%についてはどうなっているのか。

2点目です。コロナ対策の商品券について。

5,000円の商品券が配られるという。町民からの問合せに、いつ頃どのような形で配布されるのかとの問合せが多くあります。議会にはある程度の流れが分かりますが、一般町民には全く分かりません。

町長の行政報告にもありました医療機関でも使えるという、厚生病院、診療所でも利用可能か。広報などで周知を徹底してはどうか。

3点目です。学校の授業時間について。

長期休暇による年間授業時間の短縮が起こっています。人命優先でやむを得ないことではありますが、失われた時間を取り戻すことの難しさも感じます。今後の授業時間の取り戻し方、今後の在り方としてどのようなことを考えているのか。

4点目です。天文台の改修工事について。

大型展望デッキ、バンガロー周辺等改修工事7,482万8,600円。星の動物園、星の塔最上階ベランダ、天体観測ドーム改築工事に2億1,670万円が可決され、次世代への投資、今後の集客増が予想される場所ではありますが、交通状況等、社会インフラが整っていない気もします。今後の問題点として、改善策はどうなっているのか。

5点目です。新神原町営住宅の入居状況について。

建築計画の時点から言ってきました。建てるのであれば病院、買物に便利なところがよいのではと。公募してから一定の期間がたちますが、いまだに空きが目立つようです。今後の住宅建設の参考のために検証しておく必要があります。空き室が多い原因は何と考えるか。改善策はどのように考えているのか。

6点目です。町営住宅の入居基準について。

LGBTが一定の割合で社会に存在するという。町営住宅に入居することができる者は第6条の(4)で、「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)」となっていますが、LGBTに町営住宅の貸出しをすることはできないものか。

○議長(伊都堅仁君) 西口君、マスクしてください。

○7番(西口 優君) 7点目です。高齢者の孤立について。

高齢者になるとできるだけ多くの人に会い、多くの人と話す機会を持つように努力したのですが、コロナウイルスは外出を控え、人と会うことを自粛している。高齢者が孤立していくことになります。何らかの対策が必要ではないのか。

8点目です。指定管理者制度、町営企業について。

かじか荘など、指定管理者の建物が休業状態であります。現状ではやむを得ない処置ではありますが、長期休業の場合、指定管理料に変更は起こるのか。当然、パート職員もいるわけですが、休業補償はどうなっているのか。

9 点目です。避難場所の在り方について。

これからの時期、雨が多くなってきます。毎年のこと、一部地域で避難が行われますが、コロナウイルスの収束が判断しにくい状況であります。厚生労働省からは、三密を避けてくださいとの通知もあります。こういった状況の中で天災が起こった場合、今までの避難場所の在り方が変わってくると予想される場所ではあります、今後どのように対応していくつもりか。

10 点目です。道の駅の進捗状況について。

以前より聞いています。行政の在り方として、前議会より3か月たてば3か月分の進捗状況が変わってきていると推測するところではあります、場所の選定、運営方法などどのようになっているのか。

11 点目です。セミナーハウスの今後について。

セミナーハウスの今後の在り方として、以前聞いたときは、地元との話合いで進めていくというようなことだったと思います。最近、近くを通れば何も変わったようには見えません。地元との話合いはどうなっているのか。

12 点目です。蛍鑑賞の安全対策について。

この時期、町外からかもしれません、大人、子供を問わず多くの人たちが蛍の鑑賞に訪れてきます。小さい電灯の一つでも持っていれば分かりやすいのですが、暗闇の中、突然飛び出してくる子供もいるとのこと。交通事故が起こる前に、注意喚起の方法を考える必要があるのではないか。

以上です。

(7 番 西口 優君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、私からは西口議員の1点目のコロナウイルス緊急対策について、そして2番目のコロナ対策の商品券について、9番目の避難場所の在り方について、それから、最後の12番目の蛍観賞の安全対策について、この4点についてお答えをまいります。

まず、1点目のコロナウイルスの緊急対策についての御質問にお答えをいたします。

特別定額給付金10万円と町独自の生活支援給付金1万円の申請、そして、マスク引換券を同封して5月15日から郵送で世帯主様宛てにお送りさせていただき、1か月が

経過しました。

6月15日現在、給付金の申請手続を完了された方は、4,202世帯中4,129世帯で98%、マスクの引換率は95%となっております。マスクの引換期限は6月30日まで、給付金の申請ができる期限は8月17日までとなっております。

まだ申請されていない方には、個別に周知するとともに町広報誌でもお知らせし、速やかな申請を促していきたいと考えています。それに加えて、民生委員さんや日頃からお世話されている方の御協力を得て、町民全員がお受け取りいただけることを目標に努めてまいりますので、御理解、御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

次に、2点目のコロナ対策の商品券についての御質問にお答えします。

きみの2020商品券については、さきの臨時会において御承認いただき、紀美野町商工会に業務を委託し、6月10日からレターパックで世帯主様宛てに発送したところであり、全ての配達完了するまでは、2週間から3週間要するとのことでございます。

また、商品券の利用期間は、令和2年7月1日から令和3年2月28日までとしていますので、この期間内で必ず利用していただくように、随時、町広報誌やホームページでお知らせしてまいりたいと考えています。

さて、商品券取扱店ですが、現在の登録店は157店舗となっております。町商工会加盟店はもとより、コンビニ、理容店、介護施設、個人病院等幅広い種類の店舗に御登録いただいておりますので、町民の皆様にとっては使いやすい商品券になっていると考えています。この店舗の一覧は、商品券に同封してございます。

なお、議員御指摘の厚生病院、診療所での使用ですが、これにつきましては、使用することはできません。商品券の大きな目的の一つは地域活性化でありますので、仮に町の公共料金等で使用されても地域の活性化につながりにくいと考え、今回の商品券では、利用できないこととしてございますので御理解ください。

以上、コロナ対策の商品券についての答弁とさせていただきます。

次に、9点目の避難場所の在り方についての御質問にお答えします。

さきの七良裕議員の質問の回答と重複いたしますが、お許しをいただきたく存じます。

大雨、洪水、暴風等が発生しやすい季節を迎え、避難所においてもコロナウイルス感染症対策が求められているところであります。避難所が密集、密接、密閉の三密にならないよう対策を講じていくとともに、住民の皆さんにも避難の仕方の見直しなども含め、

御理解や御協力をお願いしてまいりたいと考えています。

避難所は三つの密になる可能性があるため、避難所に来られた際はマスクを着用し、2メートル以上の十分な間隔で、背中合わせとなる体勢をとり、換気や手洗いなど小まめにさせていただくよう周知してまいりたいと考えています。

今回の補正予算にも計上させていただいておりますが、手指消毒用のアルコール液や飛沫防止策としての仕切り用の段ボールも整備してまいります。

なお、避難所にお越しの際は、自分の食料、マスク、体温計、タオルなどできる範囲で御持参いただくようお願いもしてまいりたいと考えています。

また、保健師が福祉センターで待機していますので、避難されている方が体調を崩したときには診療所の医師と連絡を取り、迅速に対応できるよう努めてまいります。

以上が、避難場所の在り方についての答弁とさせていただきます。

最後に、西口議員の12点目の蛍鑑賞の安全対策についての御質問にお答えをいたします。

自然の暗闇の中を飛翔する蛍の姿は幻想的です。この時期には、蛍を見るため紀美野町内の川沿いのスポットにもたくさんの方がお越しになっています。お子様連れの御家族の中には、子供がはしゃいで突然道路に飛び出してしまうことも起こっているようがございます。

議員御指摘のとおり、蛍の鑑賞スポットは暗闇で危険も潜んでいます。鑑賞される方には、目立つ服装、反射材の着用なども有効ですし、移動する際は懐中電灯を携帯するなど、交通の安全確保の面からも啓発が必要だと感じています。また、スポット付近を走行する車の運転手の方にも、夜間の運転について再認識していただくことを町の広報誌や町のホームページで啓発してまいりたいと思っております。

以上、蛍鑑賞の安全対策についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 西口議員の三つ目の質問、学校の授業時間について、四つ目の天文台の改修工事について、11番目のセミナーハウスの今後についてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本町の小・中学校においても、令和2年5

月31日まで臨時休業措置を取っておりました。臨時休業中には各校で定期的に登校日を設け、学年ごとの学習内容に応じた家庭学習の課題を教員が作成し、配付・回収しながら学びを止めない工夫を行ってきたところです。

さらに、近隣の市町に先駆けて、4月の中頃には各家庭のWi-Fi環境の調査を行い、5月の連休明けから、小学校5年生から中学校3年生までの児童・生徒に1人1台のタブレット端末を家庭に持ち帰らせて、ICTを活用した学習に取り組みました。

中学校においては、授業動画を配信し、それを視聴した上で課題に取り組むなど、教室で対面して行う授業に近い状態での学習環境を提供することができていました。

小学校では、学習アプリや学習動画を活用するなど、今後、感染拡大の第2波が訪れることがあっても、今回のノウハウを生かし、臨時休業に対応できる体制づくりはできたと考えております。

これまでの臨時休業では、34日の授業日数が減りましたが、今年度に限り夏季休業を8月8日から8月16日の9日間に短縮することで、例年と遜色ない授業日数を確保できると考えております。

現在、文部科学省から通知された「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項について」を参考に、各校において年間指導計画の見直しを行っているところです。

学習指導要領に規定されている学習内容を改めて確認し、いかに効果的に指導するかを一人一人の教員が考え、限られた時間の中で、児童・生徒につけたい力、つけるべき力を意識した授業を考えるよう教育委員会として指導、支援していきたいと考えております。

以上、学校の授業時間についての答弁とさせていただきます。

続きまして、西口議員の四つ目の質問、天文台の改修工事についてお答えさせていただきます。

現在、星の動物園には駐車スペースが約60台あります。例年、年間約20日は150名を超えるお客様が来場され、駐車場に入り切らない状態です。

今回、環境整備事業において、情報センター周辺を駐車場として整地し、全体で約75台分の駐車スペースを確保できるよう事業を進めているところです。

今後は、星の動物園のさらなる魅力アップを行い、今まで以上に集客力を高めながらも、きめ細かなサービスの維持を図れるような方策を検討してまいりたいと考えております。

また、谷地区側から星の動物園へのアクセス道路については、現道の狭小な幅員を少しでも広く確保するため、待避所の設置や必要に応じて溝蓋の設置を行い、道路往來の安全確保を図っていく予定であります。

以上、天文台の改修工事についての答弁とさせていただきます。

続きまして、西口議員の11番目の質問、セミナーハウスの今後についてお答えをさせていただきます。

令和元年9月の西口議員からの一般質問にお答えした内容と、令和2年度の当初予算の説明と重複した内容となりますが、御容赦いただきたいと思っております。

町として、未耐震で老朽化した施設をそのまま放置しておくことが危険と判断し、未耐震施設への設備投資、貸出しはしないこととしましたが、地域団体から施設利用の申し出があり、その団体に売却できないかなど協議を行ってきました。結果、令和元年中までに結論が出なかったため、令和2年度当初予算において、未耐震の研修棟と短期滞在施設棟の解体撤去を行うため、所要の予算を計上してきたところであります。

今後は、未耐震施設の解体を行い、残った施設について、活用に係る公募など引き続き様々な角度から活用方法の検討を行ってまいりたいと思っております。

以上、セミナーハウスの今後についての答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、私のほうからは、西口議員の5番目の新神原町営住宅の入居状況について、6番目の町営住宅の入居基準について、8番目の指定管理者制度・町営企業について及び10番目の道の駅の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

まず、5番目の新神原町営住宅の入居状況についての御質問にお答えいたします。

町営住宅新神原団地につきましては、神野市場地区の神原第1、第2、第3団地の建て替え事業として計画し、令和元年7月に、移転対象者用として5戸、一般入居者用として4戸、合計9戸の住居が完成いたしました。

移転対象者用の住居につきまして、移転対象者のうち1戸の方は、健康上の理由により新神原団地へは移転されませんでした。その空室分につきましては新たに入居者の募集を行い、現在入居中でございます。また、その他の移転対象者の1戸の方につきま

しては、健康上の理由等により新神原団地への引っ越しが完了していない状況でありますので、移転対象者用の5戸に空室はない状況でございます。

さらに、一般入居者用の4戸につきましては、令和元年8月に募集を行ったところ、合計6組の申込みがあり、抽選により入居者を決定し、現在、4戸全てが入居中でございます。

したがいまして、新神原団地につきましては、合計9戸の住居に空室はない状況であり、町営住宅入居希望者のニーズを満たしているものと認識してございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、西口議員の6番目の町営住宅の入居基準についての御質問にお答えいたします。

まず、LGBTの定義でございますが、法務省によりますと、LGBTとはレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字を取って組み合わせた言葉で、性的少数者を表す言葉の一つと定義されてございます。

議員御指摘のとおり、紀美野町営住宅条例では、町営住宅に入居することができる者は入居者の親族であり、その親族には婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含むと規定されてございます。

さて、議員御質問のLGBTに該当する方に、町営住宅の貸出しをすることはできないものかにつきましては、同性パートナー同士での入居が認められるのかどうかという点についてお答えさせていただきます。

紀美野町営住宅条例における同居可能な親族のうち、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、いわゆる内縁関係にある方を想定してございます。通常、内縁関係については住民票の続き柄欄で確認を行いますが、当町においては、同性パートナー同士の内縁関係の確認ができないため、同性パートナーは入居者の親族には該当せず、同性パートナー同士での町営住宅への入居は認められないこととなります。同性パートナー同士での町営住宅への入居に関しましては、今後研究してまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、西口議員の8番目の指定管理者制度、町営企業についての御質問にお答えいたします。

美里の湯かじか荘は、本町の豊かな地域資源の有効利用を図り、農林業の振興、地域住民のコミュニティ活動の推進及び町民と都市住民との交流等の拠点施設として設置さ

れており、民間事業者の能力を活用しつつ、より一層の地域の活性化を図ることを目的として指定管理者の指定を行ってございます。

平成25年12月1日から現在まで、丹生の都プロジェクト株式会社が指定管理者として、美里の湯かじか荘本館、新館、毛原オートキャンプ場の3施設を管理してございます。

令和2年4月8日の和歌山県新型コロナウイルス対策本部の発表を受けて、かじか荘、毛原オートキャンプ場の両施設については、大阪府を含む県外からのお客さんが多いため、令和2年4月12日から休業要請を行いました。緊急事態宣言の解除後の6月5日より毛原オートキャンプ場につきましては、コロナ感染拡大防止対策を万全に行いながら営業を再開しているところであります。

一方、かじか荘につきましては、コロナウイルスの終末が予測困難であり、県外からの利用者が約8割を占めているということと、令和2年度において、新館の省エネルギー化改修工事に伴い、工事期間中の営業が困難であるため、工事の効率化を図り休館期間を極力短期間にし、早期に営業が再開できるようにするという理由から、工事着工を早め、完成するまでの間、休館することとして決定いたしましたところであります。

さて、議員御質問の指定管理料に変更は起こるのかに関しましては、かじか荘、毛原オートキャンプ場の両施設を委託しており、かじか荘については、休館の間に新たなオープンに向けての従業員全員での研修の実施や施設の維持管理を行うこととなります。また、休館中においても、光熱水費の基本料金や各保守点検委託料等の一般の管理費用が必要となりますので、指定管理委託料につきましては、当初協定書で定めている金額で変更は行わない予定であります。

また、パート職員等の休業補償はどうなっているのかに関しましては、これは、指定管理者である丹生の都プロジェクト株式会社の問題であります。従業員の総数は25名であり、そのうち町内の方も多く雇用しており、休館期間中も従業員全員の雇用を守っていくというふうに聞いてございます。

休館中において、売上げは見込めないこととなりますので、指定管理者には、国や県等の助成金等の活用や融資を受けるなど努力を行っていただいた上で、なお不足分が生じれば町として損失部分については、町より補償を行ってまいりたいと考えてございます。

今後も指定管理者、町とともに美里の湯かじか荘の利用者の増加を目指し、より一層

の活性化を図ってまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、西口議員の10番目の道の駅の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

道の駅とは、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与することを目的に、休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能の三つの機能を併せ持つ休憩施設でございます。当町ではこれらの機能に加えて、防災関係施設の整備も検討していく予定でございます。

議員御指摘のとおり、道の駅整備の進捗状況につきましては、令和2年第1回定例会において、候補地の選定作業中である旨の答弁をさせていただいたところでございます。

さて、議員の場所の選定、運営方法等どのようになってきているのかという御質問につきましては、当町にとって、道の駅の整備は非常に重要な規模の大きい事業であり、現在も引き続き候補地の選定作業中でございます。道の駅整備の主たる目的であるまちの活性化を図るため、運営方法も含め、構想段階で十分に審議を行い、事業を進める必要があると認識してございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、西口議員の7番目の御質問、高齢者の孤立について、お答えします。

緊急事態宣言が出されている間は、西口議員御指摘のとおり、町民の皆様には不要不急の外出の自粛をお願いしていたことから、集いの機会が少なくなり不活発な生活状態が続くこととなり、特に高齢者の身体機能の低下や鬱病などの精神面など懸念されておりました。

そのため、町では、緊急事態宣言が出される前から、介護保険事業所、障害関係事業所、民生委員等関係者との連携を図りながら、地域見守り看護師やサロンコーディネーター、保健師が、孤立しがちな独り暮らしの高齢者や障害者、特に介護や障害のサービスにつながっていない方を重点的に見守り訪問や電話での見守りを行ってまいりました。

また、4月、5月には、各戸へ、自宅でできる運動などを掲載したチラシを配布し町

民の皆様には健康づくりに努めていただきました。

さて、和歌山県においては、5月14日に新型コロナウイルスの緊急事態宣言は解除されましたが、国内においては、まだ感染者は発生しており、町民の皆様におかれましては、引き続き、安全な生活、安全な外出に努めていただきたいと思いますと考えております。

町といたしましても、高齢者の皆様が孤立することなく、支え合いの中で安心して暮らしていただけるよう、緊急事態宣言解除に伴い、6月より感染予防対策を講じながら、各種事業の再開をしており、今後、自主グループの支援なども行ってまいりたいと考えております。また、関係機関と連携を図りながら、高齢者の訪問や相談、電話での支援等を積極的に行ってまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

7番、西口 優君。

○7番 (西口 優君) まず1点目です。

実際問題として、残りの数%、実際問題よく理解していない、私も高齢者に会ったら、一応はもう申請してくれましたかとかいうことを聞くと、その大半が申請したよと、こういうふうに言うてくれる。だけど、その意味があんまり分かっていない人がいるように思うんですよ。こういう人に理解してもらおうというのは、なかなか難しく、さてどうしたもんかいなど。実際問題ね、現実問題として、これが100%になれば、一番問題ない。だけど、その残りの数%、多分本当に数%の話なんやけど、もらえるという権利があれば、これが100%になる方法をやっぱり考えなきゃいけない。これは行政としてはそうあるべきなんやと思うんやけども、その点について、理解してもらいにくい人に理解してもらおうのは非常に難しいと思うんやけど、その点の考え方、行って話しすれば分かるといえばそうかも分らんけども、現実的に、私、話してもなかなかその分かってもらえるのかというのが現実問題としてあります。だから、何とかそれを100%になるように努力してくださいとしか言いようがないんやけど、その点についての答弁だけいただきたいと思います。

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 議員も私も、当然、町民全員がお見舞いの給付金、これを受け取っていただく、全員が受け取っていただくことを当然目標に頑張っておるところなんです、やはりこれを進める上で議員もちょっと御理解いただけない方もいらっしゃるやろうしというような話も、これは現実にあろうかと思えます。ですから本当に日頃からお世話していただいている方、そういう方の代理の申請であるとか、そういうことも当然認められておるわけでありまして、個人情報にも注意しながら、また個人の御希望、私はもうどうしても申請したくないんやとそういう方もいらっしゃるかもしれません。そういう気持ちのある方はそれを尊重しないといけないということでもありますので、やはり本人のお気持ちやら個人情報に注意しながら、町としては100%を目指していくということで頑張っていきたいと思えますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 2点目です。

個人の医療機関を含めた地元企業の育成というの、これはもちろん必要と考えているんですよ、私。5,000円の商品券が配られるという。だけど、それでもやっぱり紀美野町のためにというふうに考えたときに、町民のためにはやっぱり中核病院である厚生病院の存続というの、これはもう非常に大事なことでしょ。

だから、役場が個人医院に誘導するというような方法だけでなく、厚生病院も同じ土俵で診察が受けられるようにすることが、やっぱり町民のためやとこういうふうに思うんですよ。

役場が発注した商品券を地元の厚生病院に使っても、地元の育成にならんと。それは確かにそういう意味も分からんことはないんやけども、だけどその個人の医院へ誘導するという形が、さてそれは町民のためにいいんかどうかとそういうふうなところで、商品券の使用に関して、最初から厚生病院を外すというような形じゃなくて、そういう意見が出なかったかどうかと。そういう話にはもちろん議会は入ってないんで分からないんやけども、本来はやっぱりそういうふうなことも一つの意見として、もちろん個人の商店も大事やし、個人の医院も大事なんやけども、厚生病院もやっぱり大事なところでしょ。

だから本来は、そういうふうに厚生病院にもやっぱり使わしたらどうやろという意見が出やんかったんかいなど、こういうふうに思うんですよ。最初から外すというんでは

なくて、同じように住民の利便性を、町民の利便性を考えたときに、当然厚生病院もあって、個人の医院もあるという、そういうふうにと考えたら、やっぱりそういう意見があつてしかるべきじゃなかったのかな。だから最初からの状態の中で、そういう意見というのは、最初から全く出なかったんかどうただけ尋ねたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） まず、今回の商品券の使える店舗が157店舗になっているということで、商工会員さん並びに商工会の事務局の方の御努力によりまして、ちょうど消費税が上がったときは87店舗のやつだったんですが、今回はその2倍近くになっているということで、大変ありがたいこととございます。

その中で個人病院に誘導という言葉がありましたけれども、これはあくまでも各店舗さんの希望といたしますか、そういうことでありますんで、町が優先的にここやるよという、そういうことではないので、誘導というのはちょっと言葉がどうかと思いますんで、訂正をさせていただきます。あくまでも各店舗の方がこれに同意していただいて、そして使える店舗になりますよという要望を上げてくれたというようなスタンスでお考えをいただきたいと思います。

そういう中で厚生病院、これはどうだったんかということでもあります。厚生病院の管理者である町長もこのことは大変、初めから、厚生病院も使えたらいいのになという話で、厚生病院のほうにもどうなという話もしておりましたが、結局厚生病院のほうは様々な事情もあったんでしょうが、今回の利用店舗の中には入っていないということとあります。

決して初めから、厚生病院とかは使えないというスタンスで動いていたわけではないので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 今の話だと、病院のほうからそういう意見が出なかったという、こういう解釈でよろしいですかね。例えば、当然患者というのは、個人の医院にも厚生病院にも当然行ってるわけですから、病院のほうから、こういうふうなことは使いたくないということだったら、それはもうそれで仕方ないんですけども、本来はやっぱり、一応打診して話が進まなかったということで理解してよろしいですかね。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、私も厚生病院の管理者として、やはり町民のために厚生病院で取り扱ってくれということで、2回、3回お願いをしております。

そんな中で、金融機関の取扱機関が農協なんですね。厚生病院のほうも農協との折衝を何回か行っていただきました。しかしながら、向こうのほうでは受け付けてもらえなかったという結果でございます。

したがって、努力はしたんだということは、ひとつ認めていただきたい。その上に立ってできなかったということでございますので、また今後の課題として、これは残していきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 3点目です。

まず夏休みを短縮するというふうな話でよかったのかなと思ってるんですけども、もし夏休みを短縮すると、当然教室にクーラーというのが全部設置されてなかったらなかなか難しいかなと。そういうふうに設置というのは100%そういうふうに設置されているのかということと、それと、保護者の話合い、当然休みが短縮されると当然休むことによって家庭の環境が変わってくると思います。そのときに保護者の理解というふうな、話合いによってこういうふうにします、ああいうふうにしますとかというふうな部分の、そういうことが必要であろうかと思うんですけど、役場はこういうふうにやりたい、だけど学校としてもこういうふうに進めたいというその意向は分らんことはないんですけども、その中で保護者との話合いを円満に進んでこそその授業時間というのは変わってこようかと思うんですよ。その点についての考え方ってどこまで話が進んでいるのか、尋ねたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） まず1点目のエアコンの整備率でございます。

今回、コロナウイルスの関係で、一部学校で空き教室の活用ということで、複数に分かれた教室で現在使用しているような状況になってございます。原則、普通教室につきましては整備率100%ですが、一時的にそのような形で複数の教室を使っているということで、そこら辺はちょっとまだエアコンの完備ということにはまだ至っておらない教室がございます。

続きまして2点目のところです。

保護者への説明ということですが、現在御家庭には学校を通してのプリントの配付というも行っておりますし、事前にPTAの役員の方々に対しましても御相談、御報告はさせていただいた形で進めさせていただいておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） エアコンの未整備の部分について、なくてもいければいいけども、もしどうしても使う教室があるんであったら、やっぱりその教室もエアコンの整備というのが必要であろうかと思えます。この暑い時期に夏休みというのを取ってるということについては、やっぱり時期的な問題があって、季節的にエアコンが必要なら、やっぱりそれは整備すべきやと、こういうふうに思いますが、その点の考え方、聞かせてもらいたいと思います。

それと、保護者に対して、学校からの通知のみでは、当然保護者の意見もあろうかと思うんですよ。学校からこういうふうにしたいですよと、これはあくまでも学校からの通知であって、保護者の意見もやっぱり双方の考えがあってしかるべき、そういうふうに、当然予定外のことなんで、保護者のほうも多分対応ができていないかなと思うんですよ。だからその点について、今後どういうふうな形で進めていくというのが、計画があれば聞かせていただきたいと思えます。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） エアコンの整備率につきましては、現在コロナウイルスの感染状況を見極めながら、分散して授業を継続しているような状況でございます。

今後、感染状況を判断した上で、また合同での教室の使用ということも考えられますので、そこら辺ちょっと見極めながら、必要な対策というのを早急に考えたいと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 保護者の意見を聞かなあかんの違うかという、そういう御質問だと思うんですけども、学校長の名前で各保護者に、夏休みの期間あるいは今年度、プール水泳も感染防止の観点から実施しないとといったようなことを、それぞれ保護者に通知をしております。通知だけということだけかという話だったんですけども、それによっていろんな保護者の考えとかあるいは都合とかあれば、また学校のほうにい

ろいろと連絡があろうかと思しますので、それをもってまた教育委員会と学校と一緒に対応を考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 学校からの通知は分かるんやけども、そのときに、何か意見があれば考えを聞かせてくれとかという、聞く姿勢が保護者に伝わってこそ意見が出るけども、一方的にこういうふうにしますと、こういうふうな形で通知出した場合、保護者の意見ってなかなか出しにくいんでないかと、こういうふうな思うんですよ。いろんな考えがあったら聞かせてくださいとか、そういうふうな姿勢をまず見せなかったら、現実問題として、こうします、ああしますという形だけでは、特例やしな、今回のことについては。

だから家庭によってもやっぱり特例が、こういうふうな部分が不便やろという部分の、聞き取る姿勢をまず見せなかったら、なかなか難しいんでないかなと思う。そもそも学校の形でこうしますというふうなことで出せばそのとおりになっていくんかも分かりませんが、やっぱり不具合というのは、どこの家庭でも起こる。だからそれをやっぱり特例として聞く姿勢をやっぱり学校としても見せなかったら、なかなか通知だけでは家庭環境がそれぞれ違うから難しいんじゃないかと、その聞く姿勢ということについて、再度尋ねたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 西口議員のおっしゃるとおりだと思います。

この夏季休業を短縮することあるいは6月15日からですかね、6月8日から給食も始まっていますし、いろんなことについて、例えば、給食を食べさすことはちょっと不安だよというような方もいらっしゃるし、あるいは6月1日から登校することがちょっと不安だよという保護者もいらっしゃると思いますので、そういった場合に、心配なことがあれば学校に連絡を下さいという一文はつけて、学校からそういう文書を流してると思います。それで、保護者の方で、どうしても心配な部分とかいろいろありましたら、学校に連絡があって、対応を考えていくと、そういうふうな姿勢といえ、そういう姿勢で臨んでいきます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 4点目です。

天文台の駐車場、60台を75台にするという、それはそれで当然評価されることだと思うんですけど、現実問題として、それに対応できるのかというふうになると、あそこの天文台というの、結構道が狭い、そしてこれからも集客が増えたときに、さてこれに対応できるのかというふうになると、なかなかいろんな問題が出てこようかと思うんですよ。

だからそこでね、やっぱり天文台の希望、現実問題として天文台を運営されている中で、どういう部分をどない改善したら集客がよくなるか、いろんなことがあろうかと思うんですけど、その辺の職員との話合いとかという部分について、どこまで進んでんのかな。実際問題としては、運営されている人、実際職員もいててこういう部分が改善せなあかんという部分があろうかと思うんですよ。その点の改善策と役場の考えとのギャップというのか、それが全部合ったら、そもそもそれにこしたことはないんだけど、その辺の考えをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 西口議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁の内容でもありましたが、星の動物園の魅力アップというのを図っていきます。今まで以上の集客力というのがつくことが、もちろん想像されてます。ですが限られた施設の中ということで、今までみたいにやみくもにお客様を受け入れてということでは対応できないということは十分認識をいたしているところです。かつ、リピーターということで、提供するサービスというののもちょっと低下を招くということは避けるべきであると考えております。

ですので、できれば夏の繁忙期につきましては、ある程度の人数を制限するという事で事前の予約制とかというのも現在検討はいたしておるところです。定期的に天文台の職員と今考えられる問題点、解決点ということを、現在オープンに向けて随時検討を行っているというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） これ現実問題として、ほぼ1年間休業しているという形で看板上がってました。だから1年間の間に直せるところはやっぱり直していくという、当然、それについては予算措置も必要かなとは思いますが、長期休業をするというこ

とがもう前提で、そういうふうな看板上がってましたから、だから長期休業の間に、改善すべきところは改善していただきたいと思います。これについては返事は結構でございます。

次、5点目の神原の入居状況について、役場の入居者数と私が直接回った入居者数に違いがあるようでございます。確かに、私回っていたときに近所で聞いたら、ここと、ここと、ここが空いてますよと言われたんで、ああそうかいなと思って、チラシ配りに行ったときにそういうふうに言われたから、こういう質問を上げたんですけど、役場のほうはそういうふうに入居されてると言うんであったら、今後そういうふうにも再度確認の上で、改めて5点目については質問したいと思います。

6点目の町営住宅の入居基準について、尋ねたいと思います。

入居基準というのは、公営住宅というのは、終戦後、家族向けの住宅が不足した時代に建築が進められ、同居親族のある方が入居条件でというふうにも、しかし、2012年に親族同居条件が廃止され、地方分権で入居条件は自治体裁量とされていますという。だからほとんどの自治体が、昔からの親族同居条件を踏襲しているという、こういうふうになってるんですけども、それについては、一部自治体でそういうふうにも地区の公営住宅条例を改正して、同居カップルの申込みに門を開いてるという、あくまでも一部の話なんで。ただ、町内でもそういうふうな、公営住宅に入れられないという形の現実問題としては、いるのは事実です。

だからやっぱり、そういうふうな人らにも公営住宅の門を開放してはどうかいな、こういうふうにも思ったんでね、あくまでもどうかいなというふうな一つの問題提起という形で捉えてくれたら結構ですけども、時代がそういうふうになってきてるのかなと。まだそらね、同性の同居というのは、そら少ないかも分かりませんが、あることは事実です。だからそういうふうなことの一つの問題提起として、今後の在り方はどうかいなと思うんで、ちょっとひとつ尋ねさせていただきました。今後の課題として捉えていただければ結構なんですけども、これから先も、ずっとこういうふうにも法律が変わってきてるというのが、2012年に親族同居要件が廃止されとってる。だから、やっぱりそういうふうにも時代がそうなるんじゃないかなと思うんで、その点の考えだけちょっと聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 西口議員の御質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、時代も変わってきました、そういうふうな法改正の部分もあるのは事実でございますけども、現時点で当町といたしましては、同性パートナーの入居者というのは親族に該当しないということになっておるんですけども、今後、今の方々については、ちょっと確認する方法が現時点ではないということで、現時点では入居は認められないということになっておるんですが、今後、他の自治体の状況とかも踏まえながら、また今後、研究してまいりたいというふうには考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 7点目です。

高齢者の孤立ということについては、私も高齢者たくさんの知り合いが多くいて、そういった中で今日1日何もしてないんだよとこういうふうな話をしよる。今までやったら、一緒に買物にも行きカラオケも行きというふうな感じだったのが、なかなか出ていく機会が少ない。

それとやっぱり、話しするという機会が非常に少なくなっているような気がするんですよね。そうしたときに、80回ってからそんな人が1日何もしないというのは、あんまりいいことないと思う。できるだけやっぱり人と出会う機会を与えたいと思うわけよ。

私やったらそういうふうにできるだけ人と会う機会、話す機会も増やしたいけども、こういう時期やさけ、なるべく話していいもんかどうかいなど、そういうふうにしてしまっ、ついつい話す機会が、出会う機会が、3日に1回あったんが1週間に1回になり、だんだん延びてくるという、こうなってくるとあんまりいいことない。

確かに見守り訪問とか介護保険事業者の人らでも、そりゃ仕事として行ってくれるのは分かるけど、それだけでなかなか話が前へ進んでいくようには思わない。何らかの対策がなかったら年寄りがだんだん孤立してしまうんじゃないかなと。そういうことをやっぱり防ぐためには、今までの在り方でいけるんかなと思ってしまうわけよ。

だから、何らかのお年寄りの楽しみというのが必要かなと思うんですけどね。その点のお年寄りの楽しみなんて、何かないですかね。実際問題としては難しいのは分かっているねんで。だけど、独り住まいの80回った人が独りで住んで、さて、これでいいんかいなど思ってしまう、ついつい何とか行政に助けを求められたらそうなることが理想かなと思ってしまう。そらコロナが、あともう数か月で収束するというんなら、そう

いう心配もしないんやけど、この、先が見えないという中で、そういうふうな心配をしてしまうわけよ。だからどうなっていくんかなと思ってしまう。やっぱり独りで住んでいるということについては非常に危険を感じてしまうから、何らかの対策がないですかね。ええ方法があったら、ちょっと教えて。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 西口議員の御質問にお答えします。

西口議員御質問の、緊急事態宣言が発令されているときは、不要不急ということで、なかなか人と会える機会も少なくなって、精神的にもかなりしんどい状態が続いたかと思われま。その部分については、先ほど答弁させてもらったとおり、保健師であるとか見守り看護師が訪問はさせてもらったんですけども、その他の対策として、御家族の間に電話で話るとか、そういうことでのコミュニケーションを活発的に取ってもらうということで、町の広報とかでも周知させていただきました。

現在、5月14日に緊急事態宣言は解除されておりますので、マスクなどの感染対策を十分取ってもらって、コミュニケーションを図ってもらうことについては特段問題はありませんので、その辺り気をつけながら、生活していただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 8点目です。

かじか荘の指定管理者というのを締結時にはこういうふうにコロナもなかったし、だけど現状、これからそのまま建物の改修工事に入ると思うんですけども、そうしたときに、かなりの期間が休業状態になろうかと思うんですよ。そうしたら、休業はずっと、実際問題としては、半年以上の休業になろうかと思うんですけども、そうなったときに指定管理料というのは、その当時はそういうことを想定していなかったんで、それはもう仕方ないんだけど、今後、次のときには、やっぱりそういうこと、何らかの不具合、天災とかそういうふうなことでも、休業した場合、指定管理料というのを一つの項目として、現在もう何も入ってないんですわね。だからそういうことも考えていかなきゃいけないんじゃないかなと。1年間も閉まっているということはあるんですけど、だけど、そういうことが今までは想定されてなかったけども、今回こういうふうにあまりにも長期に休業するということになると、一応開けてて営業してるという前提で指定

管理料というのは設定されていると思うんですけども、そういうことは想定外、現実問題としては、それはもう今回のことについてやむを得んことやと私自身もそう思います。だけど、そういうことも契約時には考えていかなきゃいけない、次回のね、考えていかなきゃいけないかなとも思うんですけどね。

それと、アルバイトとかパート職員、当然長期に休業するという場合、どこまでがアルバイト、パート職員の休業補償に、あくまでも、かじか荘はかじか荘の問題で、役場には一切関係ないよと言うてしまえば、それだけのことになるんかも分らんけども、休業補償というのは、当然政府から休業補償が出ると思うんですけども、この期間、どこまで見てくれるもんか、どうなってるんですかね。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 西口議員の御質問にお答えをいたします。

従業員さんの休業補償につきましては、先ほど言いましたように、かじか荘の指定管理者である丹生の都プロジェクト株式会社さんのほうで一応全額補償はするというところでございまして、あと、もちろん国の雇用調整助成金というものも利用しつつやっていたらということでございます。

ただ、現時点でのコロナ対策に係る雇用調整助成金につきましては3か月間、4月から6月の3か月間と、今、現時点でそういうふうには聞いてはございます。ただ、それ以降につきましては、通常の雇用調整情勢助成金ということで、そういうこともあるということで、それを利用しながら、この補助についても見ていただけたらということをお願いを聞いてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 9点目です。

避難場所の在り方という中で、避難しなきゃいけないときは、実際に換気とかというのはできないと思います。それとか先ほどの同僚議員のところにも言いましたけども、お寺とか友人宅とかというのを利用してもらえたらそれはそれでいい。だけど、もしお寺とかというのを利用した場合、避難場所では一応、避難するときにはいろんな物品が支給みたいなもんが避難場所ではありますが、寺とかということについては、そういうことは想定してない、当然保管もしてなければ。

そういった場合、前もって言えば何とかなるんですかね。その辺、例えば避難場所

ないところを、今度はここを避難したいとあって、それはあくまでも地元との話合いの中で、避難場所をここを使いたいよというような話になってこようかと思うんですけど、そういった場合、最低限の避難するときの方法というのか、それとも物品の提供なんていうのは起こり得るんですかね。その点の考えだけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 町民の方にとっては、一番なじみのあるのが、町が指定している避難所であろうかと思えます。ただこの感染症対策を踏まえた避難を考える上では、やはり、いろんな分散の避難というのを、町民の方も意識を持っていただくというのが非常に大事だと思えます。

先ほども申し上げましたとおり、知人や親戚宅あるいは自分の家の一番安全なところ、それとか車とかの避難とかいろんな、他の自治体ではホテルとかと提携をして避難するとかという、そういうところもありますし、いろんなお寺とか安全な場所に避難する、そういう提案もいただきました。やはり、この避難というのは、町民自らが避難するという、まず自分の力といいますか、自助でお願いしたい部分というのは、やはりあります。

全て町が各個人に対して避難場所へ誘導するとか、そういうことは恐らく困難なことでもありますので、この感染症対策を踏まえた避難が考えられる現在、ここは皆さんにいろいろと周知をして、意識改革もして、とにかく安全な場所、近くでもいいですから安全なところに行ってくださいということを最優先にして、物品に関しては、最小限、町の指定しているところには置きますが、その他のところにはそれは恐らく置くことは難しいと思えますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

できるだけ日頃から、自分の家で、いざ避難するときはこれを持っていくというものをあらかじめ備えておいていただければ、一番ありがたいと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 10点目です。

道の駅の進捗状況という中で、3か月たったら3か月分の進捗状況というのが目に見える形で起こってて当たり前かなと思うんですよ。

確かに、その選定作業中というの、分からんことはないんだけど、表へ出せやん部分もあるのかなと思うんだけど、本来は、選定するというのはここと、ここと、ここが

あって、この中でこのAという地区、Bという地区、Cという地区とかという中で、Aがこういう部分がいい、Bがこういう部分がいい、Cがここがええんやとかと、こういうふうにあるから選定作業ができる。

だけど、比較対象も何にもなしに、例えば、ここの利点、ここの利点という部分が見える形で伝わってくるとね、あそこがこういうふうがいいんやな、こういうふうな部分もあろうかと思うんですけども、ただ、それが何にもない、表に見えてこない中で、どこがいいんで、なぜここになったんよという部分が全く見えない中であつたら、議会制民主主義というのは本来そういうふうなことが公になって、そういった中で当然あそこになってしかるべきやなとかと、こういうふうなことが分かると思うんですよ。それを別に秘密にせんなんことも何でもない。

それをね、本来はやっぱりそういうことがオープンになって、そうして初めてスムーズに事が進んでいくのかなと思うんですけども、全く先ほどの説明の中では、進捗状況を聞いているのに進捗状況が全く伝わってこない。これというのは質問の事項が伝わらんかったんかいなと思ったりもするんですけども、本来はやっぱりそういうことが双方に分かって当たり前かなと思うんですけど、その辺の考え方をもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

この道の駅につきましては、実は道の駅の選定ということではおるわけですが、諸状況等を考えますと、皆さんも御存じのとおり、県道野上清水線の改修工事、そしてまた、国道370号の、今まさにトンネルを掘っているというふうな状況からしますと、これから3年、4年先に、結局このルートが完成していくであろうという読みの中で、いかにこの道の駅を経営していったらいいんか、そしてまた、経営するためにはどこの場所がいいんかということが全てこれ関連してくることでございます。

そうした中で、やはり今後、検討課題として、それらを全て総合的に検討していくというのが一番ベストではないかというふうなことで考えておるところでございます。

決して隠しているわけでも何でもございません。やはり、いかに経営がスムーズに行くか、まずそれが第一。そしてスムーズに行くためにはどこの場所がいいんかと。経営方針、そしてまた場所、そしてまたルート、このルート開発が今まさに工事中でございます、これから3年、4年ぐらいが目途であろうというふうなことで見ておるわけで

ございまして、これに合わせて、やはりこれから全て総合的に考えながらそれをやっていきたい、進めていきたい、そうした考えでございまして、決して隠しているわけではございませんので御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 町長、発言の際にもマスクしてください。発言のときにマスクしといてください。

○町長（寺本光嘉君） はい。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） すみません、あと少しです。セミナーハウス、11点目です。

この建物は危険やさけ使えやんという、こういう話だったんで、当然潰すということになるかと思うんですけども、残りの潰さない部分の貸出しとかということについては、地元の話合いというのはどこまで進みますかね。それとも、貸出し予定なんてないということになるんですかね。後の利用価値、利用方法とかという、もし地元との話合いが、借りてくれる人がなかったらどうすんのよと、こういうふうになってこようかと思うんですけども、その辺の考え方をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 地元の団体との協議の結論が出るまで、約2年間かかりました。未耐震の施設の解体撤去後の土地の活用については、誰がどのような形で活用したいかというのは、今後、公募することを検討してまいりたいと考えております。

ですが、現在取り巻く環境というのは、新型コロナウイルスの関係で、日本経済、非常にダメージを被っております。先行き、とても不透明感が否めませんが、できるだけ早い段階で、有効活用法というのを見いだしていけるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、西口議員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 0時02分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、11番、美濃良和君の一般質問を許可します。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） それでは議長さんのお許しを得まして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、風力発電についてお尋ねいたします。

さきの議会でも申しましたけれども、兵庫県の新温泉町を視察させていただきまして、あちらでは感心したのは、行政と住民が協力し合って風力発電に反対をしていると、そういうところでありました。もちろん、うちの町もそうではないというふうには感じてるんですけども。

また、要求も具体的に整理されておりまして、発電機を設置する場所を具体的に点にして表示するように求めて、そのようにさせています。もらった資料ですが、このように白い押しピンのところが、その風力発電の機械のつくところだそうであります。こういうふうに要求して、書いてもらっていると。

紀美野町でも、以前の説明会のときに、そういうものが出たように聞くんですけど、私は持ってないんですが、それについて、具体的にこれが完全なものであるというふうなことではなかったようでございますけれども、しかし地形等考えて、恐らくそこが、その時点では一番いいところだと、そういうふうには業者が考えて推したものであるというふうに思います。

今後、環境アセスメント等を進めていく中で、それが修正されて位置が変わるんか分かりませんが、現時点においての一番のよいところというのは、そういうふうには業者は考えているのではないかというふうに思います。ですから紀美野町においても、要するにこの稜線の上に線引張って、ここに幾つ乗るんですよとか、そういう簡単なものだけでなく、具体的に考えているところを示せるよう、求めていってほしいと思います。

また音の基準、さきの質問で私も35デシベルということで聞きましたので、少し勘違いもあったんですけども、確認しましたら、夜の35デシベル、これについては当然なんですけれども、しかし昼間は普通、あれ結構高い数値になってますよね。それを

やはり、この山あいの静かな山間地であるという、そういうところにおいて、そういう高い音ではいかんということで、昼間も夜も同じ35デシベルにするように県に要求して、県のほうも認可の基準をそういうふうに厳しいものにしたと、そのように聞いています。

我が町も、静かな環境の町であることから、基準を厳しいものにするように県に求めてはどうかと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

次に、前回の質問でもお聞きしたんでございますけれども、ダンプカー、紀の川の砂を積んだダンプカーが1日に最大300台ですか、そういうことで、その車が今同じところを通ると大変迷惑するからということで、あちこちからのコースで入ってきているようでございますけれども、しかし、あそこの野中の信号、野中にある信号は1つしかございませんけれども、そこから入ってきて新宮橋を渡って、神野市場の郵便局からしばらく行って、文化センターのほうに上がって、そして文化センターの横にある土砂の処理場に捨てて、またそこ戻ってきて、今度は支所の前を通って樋下を通って、そして平成大橋のほうへ出ていくと、そういうふうなコースを取っているようであります。ですから、この野中の信号から平成大橋の周辺までは、ずっと300台来るならば300台、200台ならば200台というものが通るわけでございますが、ほかのところとはちょっと様子が違うというふうに思います。今、私も聞いてまいりましたら、その周辺の方々が、危険なそういう車が大変通ってくるし、道が狭いというふうなことから危険な思いをしたりあるいはほこりによる迷惑を被っているようであります。

ほこり対策として、1日に何回か散水車でもって散水に回ってくれているようなのでございますけれども、その水がまた周辺に飛んだり、あるいはせっかく洗ったばかりの車が、その水のたまったところを行かなきゃならんという方もあるようでございまして、何にしてもそういう迷惑を受ける方々は特定の方々のところになると。これが、これから2年間、途中で休憩もあるようでございますけれども、2年間そういうふうなことをしてかなきゃならん。

聞けばその散水車を、スーパーというんですか、ブラシのついた路面清掃車というんですか、あれで清掃してもらってはどうかというそういう声もあるわけでございますけれども、それについてどうであるかお聞きしたいと思います。

また、通学児童の安全の確保ということで、新宮橋、先ほど言いましたように、野中の信号から美中のそばを通って、そうやってこの新宮橋まで来るんですけれども、新宮

橋までが歩道がついているんですね。工事が一緒のときでなかったために宮橋まで歩道がついているんですが、新宮橋に来たらプツンと切れていると。車道の部分の端しかないということで、以前からも、ここに安全対策で歩道をつけてもらいたいというふうな声があったんですけども、なかなか実現されずに来たんですが、今ここに来て子供が宮橋を渡って、旧下神野の子供たちは皆歩いて通学するんですよ。大体、今8人ぐらいの生徒がこの橋を渡って小学校に通っているそうでありますけれども、トラック、ダンブが来たとき、それから反対側から来る車もありますから、そのために子供がそういう被害に遭ってはならないというふうに思います。

そういう点で、新宮橋に歩道をつけてもらいたいという要求もあるわけでございますけれども、これについてお聞かせいただきたいとします。

また、前回の質問で永谷からの谷、その途中に今、土壌の処理場を造ってあるわけでございますけれども、そこにたまった水というのは、永谷の谷に流れなければ行かないんですよ。それについても、下流の方々、話聞けば、前からそういうふうな心配をしておったようなんですけれども、今、毎日のようにトラックが来る中で、非常に心配をされると。

前回これについて、区長さんと相談をして、これからどのようになっていくんだということについての、また、安全になるんだということについての説明を聞いてもらうと、そういうふうなことで答弁をいただいておったんですけども、ぼちぼちコロナのほうも落ち着いてきたということの中で、この辺の状況についてもお聞かせいただきたいとします。

次に天文台について、その運営についてお聞きしたいとします。

先ほど西口議員のほうからも質問があったわけでございますけれども、ちょっと重複して申し訳ございませんけれども、一気に天文台についての整備が進んでいくということで、今までちょっとこう何て言うんですか、裏のほうにあった天文台が表に出てきたと、そういうことで旧美里としてはその辺について、また特に国吉の方々にとって一つのそういう、どういうふうなまちおこしになるのか、どういうことになっていくのか、一つの芽というんですか、出てくるのかなというふうに思うんですけども。

しかし、この運営が先ほども言われてましたけれども、天文台の友の会の方々が本当にボランティアで出てくれて、いろんな整備とか順番に並んでもらえるようにとか、そういうふうな形でしていただいているようでもありますけれども、そのような状況にある

わけですね。その中でさらに、場所が狭いですからそれを広げていくというようなことで、また町のほうでも、先ほどの話では75台に駐車スペースも広げるということで、人がようけ来てくれるというようなことになっていくのではないかというふうに思いますけれども、その中でこの運営を進めていくために、この状況ですね、今のままではパンクというふうな状況になってくるかというふうに思うんですけれども、それについてどうであるのか、お聞きしたいと思います。

道路の問題についても以前からお聞きしてまいったんですけれども、先ほど西口議員のほうに側溝の蓋をしてもらえるとかそういう点でお話がありましたので、非常によかったなというふうに思うんですけれども、ただ基本的に狭いんで、取りあえずは側溝に蓋をすれば、幾分か落とす車、脱輪する車が少なくなるかというふうに思いますけれども、基本的にやっぱり道路の整備ということが必要じゃないかというふうに思います。それについての計画についてお聞かせいただきたいと思います。

最後に種子法についてお聞きしたいと思います。私ちょっと間違えまして、種子法と書いてしまったんですけれども、種子じゃなくて種苗法ですね。既に種子法で通されてしまったので問題なんですけれども、その点について、種苗法になったというふうなことで大変申し訳ございません。

この国会に提案されまして、私ずっと新聞等めくってみたんですけれども、そうすると非常に種苗法については、ほとんど載ってないんですね。それだけコロナとかいろんなことの陰に隠れてしまって、この問題についてが分からなかったんですけれども、しかしこの種苗で、篤農家という方々が一生懸命昔からええ種をとかそういうものを取りながらだんだんいいものにしていったものが、今度からそれはできなくなってくる、そういう心配があるわけですね。政府のほうはそれに対して、日本の種がよそへ持ってかれんように、種苗が向こうのほうに持ってかれんようにするんだというふうに言うんですけれども、そんなことはできないんですね。政府もそのことについて向こうの国で、よその国でのそういう権利、あれを取らん限りは難しいということを言っているわけでございます。

それと同時に、これが2008年にできた「モンサントの不自然な食べもの」という映画ございまして、10年ほど前に農民団体が上映運動をやったんで私も見せてもらったんですけれども、これでも本当に問題があるのは、モンサントがほとんどの種苗の原種を持っているようです、集めてるようで、それを使って遺伝子組換え作物等を考えて

いる。これが入ってくるといろんなところで心配されるのが、実際、遺伝子組換えのものによる、どうなってくるんかというのが未知数なんですね。その中でこれは許していいんかどうかということがあるかというふうに思います。

取りあえずそういうことで、種苗法、これについて改正をさせないように、そういう声をうちの紀美野町としても声を上げていかなければならないのではないかというふうに思いますが、その見解をお聞きしたいと思います。

以上4点、よろしく願いいたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、美濃君の質問に対する当局の答弁を求めます。
住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) それでは、1番目の風力発電に関しての御質問にお答えいたします。

初めに、調査の現状について事業者を確認したところ、現時点においての環境アセスメントの進捗状況につきましては、前回、3月議会にて御説明させていただいた時点と全く変わりなく、特に新型コロナウイルス感染予防のため、国の緊急事態宣言による移動制限に伴い、現状何も進んでいないとのことでありました。

次に、風車の騒音に対して制限を設けることに関しましては、騒音については、騒音規制法において基準が設けられています。

前回、3月議会にて説明させていただきましたが、規制基準と地域指定につきましては、知事が定めるとしてあります。紀美野町は、第2種区域(Ⅱ)用途地域の定めのない市町村の全域指定に該当します。排出基準数値については、昼間は60デシベル、夜間は45デシベル以下と定められています。

議員御質問の件につきましては、環境省の風力発電施設から発生する騒音に関する指針によりますと、風車騒音に関する指針値は、風力発電施設の設置予定地域の地形や被覆状況、土地利用状況等に影響されるとしてあります。計画地における地域の実情に応じた生活環境に支障が生じないレベルを考慮して、残留騒音の増の5デシベルとし指針値における下限値を設定、残留騒音が30デシベルを下回るような著しく静穏な環境である場合、具体的には、学校や病院等施設があり、特に静穏を要する場合など、地域の音環境を保全するためには、下限値を35デシベルとし、それ以外の地域においては40

デシベルとする。

この残留騒音の測定は、風力発電施設から発生する騒音測定マニュアルに定める方法により適切に行うこととするとあります。

調査結果において、風力発電設備は、その施設周辺の生活環境の保全上、支障を生ずるおそれがないと認める場合は、この基準によらないことができるとされています。

町といたしましては、今後、調査の進捗状況を確認しながら、町民皆さんの御意見を尊重し、生活環境を守ることを最優先に考えなければなりません。

なお、和歌山県公害防止条例におきましては、風力発電施設の騒音規制が定められており、基準値に適合していない場合は、生活環境を保全するために、必要な計画変更や改善措置が命じられることになっています。

今後は、事業者の動向を注視しながら、住民の意向を踏まえ、事業者と県に対して町としての意見を述べていきたいと考えてございます。

以上、簡単ですが、風力発電についての答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長 (米田和弘君) 私からは、美濃議員御質問の、2番目のダンプカーの走行についてお答えさせていただきます。

現在、残土処理場へは紀の川のしゅんせつに伴う土砂の搬入や、国道370号の改修に伴う土砂の仮置場等のため、新宮橋から美里支所を経て平成大橋の国道370号区間において工事用車両の通行が多くなっており、周辺住民の皆様方には大変御迷惑をおかけしております。

一時期は1日当たり約350台前後の車両が通行しており、ダンプトラックがひっきりなしに走行する日もあったため、一般車両の通行も困難な状況が続いたかと思われませんが、周辺への影響を鑑み、現在は、国土交通省河川国道事務所と協議を行い、ほぼ半減となっている状況であります。

議員御質問の路面清掃車での清掃ですが、大型車両通行による影響を緩和するため、週1回、河川国道事務所の業務受託業者が実施しており、路面の清掃に努めております。それでも、砂ぼこり等を除去するのは困難であるため、散水車による散水業務を随時実施している状況であります。散水業務は地元からの要望により実施しております、不

要である区間については水をまかないなどの対応を実施しておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。通行することによっての車の汚れですが、あくまでも地域住民のほこり対策と考えてございますので御理解賜りたいと存じます。

また、新宮橋の歩道についてですが、橋梁の設計は、架設時に橋梁にかかる負荷を設計に反映して強度計算を行います。水道管や照明、歩道などもそのときに負荷を計算し、強度に反映しますので、安全面からも、歩道等を共架する強度設計を行っていないため、歩道を共架することは強度を確保する上で困難であると考えます。

なお、残土処理場下流域についての地域住民様への御説明につきましては、現在準備を進めておりますので、関係各位と調整の上、速やかに進めてまいりたいと考えております。

以上、ダンプカーの走行についての答弁とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 美濃議員の三つ目の質問、天文台の運営についてお答えさせていただきます。西口議員への答弁と一部重なりますが、御容赦いただきたいと思ひます。

現在星の動物園では、天文台友の会の御協力をいただきながら、観望会を開催いたしております。星の動物園のさらなる魅力アップ事業を行い、今まで以上に集客力を高めながらも、きめ細かなサービスの維持を図れるよう、方策を検討してまいりたいと考えております。また、今後を見据え、職員の増員等総合的に検討を行ってまいりたいと考えております。また、谷地区側から星の動物園へのアクセス道路も、現道の狭小な幅員を少しでも広く確保するため、待避所の設置や必要に応じて溝蓋の設置を行い、道路往來の安全確保を図っていく予定であります。

以上、天文台の運営についての答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長 (吉見将人君) 私からは、美濃議員の御質問の、4番目の種苗法についてお答えさせていただきます。

まず最初に、国内の種苗につきましては、種苗法による登録品種、それから一般品種の二つに分けられます。種苗法とは、新たに農産物の品種を開発した場合、その品種は、開発した人の知的財産でございますので、その品種を登録することで、権利として保護され、農家が次期作のために自家増殖する場合を除いて、他人や企業が無断でその種苗を販売したり、増殖することを規制する法律でございます。

しかし、このたび見送られました種苗法の改正は、登録品種に限り、農家が次期作のために行う自家増殖であっても、育成者権者の許諾が必要になるという改正でございます。これは、日本で開発された品種が、海外で耕作され、それから生産され、第三国へ販売されているという実情がございます。そういったことを止める改正でございます。

なお、種苗法により保護され、許諾が必要となる品種は、種苗法により登録された品種のみであり、米であれば16%、ミカンであれば2%、野菜であれば9%などの品種に限られ、90%以上は一般品種であり、今までどおり農家さんが許諾の必要がなく増殖することが可能となっております。

このことから、種苗法が改正された場合でありましても、当町では農業者への影響は少ないものと考えてございますので、町として国への働きかけは今のところ考えてはございません。御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) それでは、風力発電についてお聞かせいただきたいと思えます。うちは事前にすり合わせというふうなことをやらないので、ここで聞いたり言うたりということで進めていかなきゃならんと、そういうことでございまして、ちょっと詳しい話になってくると聞き取りにくかったりするんですけど、今のお話、要するに環境省で生活環境を守るといふことがあるので、うちの町では、様子を見ながら業者と県のほうにそういうふうな要望を、要するに35デシベルへの要望をしていくと、そういうふうなことの答弁であったわけですか。

○議長 (伊都堅仁君) 住民課長、仲岡君。

○住民課長 (仲岡みち子君) 先ほど答弁させていただきましたのは、環境アセス

が進めば地域が指定されてくると思います。その結果に伴って、環境省の風力発電施設から発生する騒音に関する指針、それに基づいて、その地域の音の環境を保全していくために、この最低限のデシベルというんかな、設定するということになってまいりますので、県に要望をすとかというんじゃないで、この指針に基づいて、事業所に要望していくということになります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 要するに、要望をしていくということですよ。先ほどの答弁では、たしか業者と県ということも言われたというふうに思うんですけども、このことも随分と長くかかっているわけございまして、もうほぼ4年近く、もうすぐで4年ですよ。このことの中で、住民の方々も、中にはもう終わったん違うかというふうな声もあれば、早く終わってほしいという声が圧倒的だと思うんですけども、そういうようなことで、業者が、やっぱり諦めてほしいわけですよ。区長会でもあのように署名集めると、もう圧倒的に町民の方々が反対に意思を表明してくれたというふうなこともあったりして、我々もそういう点では、やはりできることはできる中で、厳しい条件というのは必要じゃないかというふうに思うんですよ。そういうふうなことでは、単に業者の味方をしてということでは当然ないと思うんですけども、住民の圧倒的な声を実現するためにも、厳しい基準というのが必要ではないかというふうに思いますけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） アセスが進めばと先ほどから御説明させていただいてるんですけども、現段階において何も進捗しないという状況でありますので、その位置等々について決まりましたら、厳しい基準が該当する地域であればそういうことになりますので、とにかく進捗状況を見守ってまいりたいと思います。そして、それぞれの環境について、準備書というものができてきました時点で、再度、意見等々を述べてまいりたいと思います。

もちろん住民の皆さんの御意見というのは、変わりなくあると思ってございますので、それを尊重しながら、あと2年間かかると思います、それがいつから実施されるかということ、まだ明らかにされてございませんので、それを見守っていきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 準備書は以前、令和3年というふうに言われてましたよね。これの時間的な問題としては、どの辺が最後の状況、締切りですね。

それから先ほど言われた、音の関係する施設というんですか、小学校等とか学校とかそういうようなことが言われたように思うんですけども、どういうものが対象になってくるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 準備書の提出期限でありますけども、再生可能エネルギー固定買取法というのがございます。現在はFIT法、間もなくFIP法というのになると思います。その認定取得の日にちというのは平成30年3月30日に提出されてございますので、認定有効期限は令和3年3月30日となっております。ただ、その提出予定まで、地域の反対等を伴って、2年間の準備書までの期間が調査は何もできてない段階でございますので、あとなかなか何年かかるかということには申し上げることはできません。ただ買取り期限が短縮されるだけであって、令和2年度中には先ほど申しました再生可能エネルギーの固定買取法の変更もございますので、事業所としての申請書に変更していくか等々についてはまた考えるということで回答は来てございます。

それから、先ほどの指針についての条件でございますが、学校、それから病院、そして生活環境に著しく住居が点在しているエリア等々につきましては、この規制というのが35デシベルという規制というのが適用されるかと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 制限、締切りですね、要するに。今の説明でしたら来年の3月30日ということになるということですけども、それ延びるといって、要するに環境アセスが始まったら、環境アセスのする期間というのがプラスされると。ですから極端な話、令和3年3月30日ですけども、途中で始まったら令和5年の3月30日まで延びるといってそういう意味ですか。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） いえ、そうではなくて、その辺あたりの会社の申請方法等にもよるかと思うんですが、ただそのFIT法からFIP法に変わるということ

になりますと、大きく事業所としての転換がされることになります。今まで買取り単価等々についても、制限というのかな、時価商品ということになってきますので、売るといよりは、それを民間へ売るということになってきたり、法規制についていろいろと変わってきてございます。なので10年間買い取りますよという話のところを8年間しか駄目になるとか、その期間が短縮されるだけでありますので、その辺は事業所として考えていくことになるという事業所の話でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そうすると、準備書の提出期限はやっぱり来年の3月30日、これでよろしいんですね。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 当初定められていたのはそういうことなんでございますけれども、その準備書を出すまでの資料の作成というのが間に合いませんので、多分準備書の変更ということになってくるかと思えます。その辺あたりについては事業所からまだ説明はございません。短縮される、何というのかな、販売する期間が少なくなるだけで、準備書の提出期限にもう間に合いませんということになりますと取り下げるかという、その辺あたりについても事業所の意見は出てきてございません。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それではそれについては、十分に町としても頑張っているという事で、次に行きたいと思えます。

ダンパーの問題でございますけれども、350台ぐらい入っておったんが、話合いの中で半減したと。それは大変結構なことだと思います。それで週2回、スーパーでやってるけれども、あと散水車で回ってもらっているという状況であるということでございますけれども、その辺の中で、どうしようもないんですかね、洗ったばかりの車が汚れるとか、それが周辺の、狭いですから多分ブラシが回ることによって、水なり道路に跳ねるんじゃないか、跳ね飛ばすんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺のところと、それから要するに散水車を回さなきゃならん、散水車を回せば水たまりもできて、車が通るときに跳ね飛ばすと、こういうふうな問題については辛抱してよと、これしかないわけですか。

それから、歩道は無理ということでございますけれども、これはかなり狭いんですね。あそこの子供たちは全て歩いてくるわけで、上のほうに住んでいる子供たちはスクールバスでということでございますけれども、特に新宮橋を渡ってくる子、それからさきに言いましたように旧国道を歩いて通学する子というのが、非常に、何にしても狭いですから、危険な思いをしてるんじゃないかというふうに思うんですけれども、そういうふうな点のところに対する何らかの手を差し伸べることができないのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。福田の、永谷の下流の方々の住民の方は速やかにその話を進めていただけるということなんで、それはよろしくお願ひしたいと思ひます。

さきの2点、よろしくお願ひします。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の再質問にお答ひいたします。

まず今行っておる散水車の随時の散水、またロードスノーパーによる週1回の清掃というのは、あくまでもほこり対策ということでやらせていただいております。それで基本ロードスノーパーというのは、道路が整備されたい道の整備に使うものであるもので、それは当町の狭い国道ではあまり適していないかなと思ひますので、随時散水することによって、ある程度対応していきたいと思ひます。散水につきましても住民の方の御意見を伺って、家の前で撒かんといほしいというようなことがあれば、随時対応していきますので、御理解のほどお願ひしたいと思ひます。

それと歩道の件でございます。新宮橋の歩道についてなんですけれども、美里中学校側には歩道がございます。ただ、新宮橋と、渡ったところの国道につきましても、ちょっと歩道がないような状態でございます。

毎年なんですけれども春に通学路安全点検ということで、警察、役場、学校、教育委員会、和歌山県などで協議を行いまして、安全な通学のための周知や指導を徹底するように努めてございますので、安全な通学のためになんなんですけれども、ハードの整備ももちろん重要ではあろうかと存じます。交通安全意識の向上や安全指導など、ソフト面の部分も重要であると思ひますので、地形的な条件によりハード整備が難しいところについては、引き続きそれぞれ関係各所で共通認識を持って安全の確保に努めてまいりたいと思ひてございますので、御理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 実際、現状の中で努力だけでは致し方ない部分もあったりするのではないかというふうに思うんですね。例えば、ほこり対策で、スーパーで週に1回やっている。それからあとは散水車を1日2回ですか、回してるようなことを聞いたんですけれども、2回もやってない、4回、回ってくれているようなんですけれども、それで家の前で水撒くなど言うたら、水が飛んでこんでもほこりは飛んでくるといふような問題もあったり、非常に難しいんですよ。努力だけではいかん部分もあったりするというふうに思います。これはずっとこれから2年間こんな状態が続くというふうに思ったら、なかなかぞっとするというふうな思いにもなるかというふうに思うんですけれども、その対策と、それから住民の方々との話合いというふうなことについてはどうなんですか。どんな話合いになっているのか。

それから歩道なんですけれども、橋の歩道なんですけれども、なかなか難しいということなんです、それでも何らかの方法あるんですか。要は子供たちが安全に通学できればそれでいいんですけれども、この際に言うてみたら、町へお金入れば当然使う段取りも考えていっていただいて、今回のコロナにも町長のほうでそれを使っていたかというふうなんですけれども、子供という点で考えたら、このときに何らかの措置ができないのかどうか、その辺はどうなんですか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

ほこり対策については非常に難しいものであろうかと思っております。実際問題として、ダンプのほうが通行しなければ、ほこりのほうも発生しないということでもあろうかと思っております。しかしながら紀美野町の長年の懸案事項でありました、国道の改修であるとか周辺の洪水予防のため、公共事業については、必要不可欠なものであろうかと思っております。

ただ、周辺の皆様の御迷惑については、十分認識しているつもりでございます。先ほど美濃議員おっしゃいましたように、2年間とおっしゃいましたけれど、実際のところは一旦7月で工事のほう、今、当初計画されている工事のほうは止まります。それから10月にまた新たに国の方から打診はされておるんですけども、それについても台数の制限というのは引き続き行っていかなければならないなと考えております。一番ほこり対策で有効なのは、散水車である程度ほこりを抑えるということだと思いますので、引き続き、そういった形で周辺の御迷惑を軽減できるように努めてまいりたいと考えます。

それと歩道の件なんですけれども、実際何かいい方法があればということなんですけれども、どうしても地形的な条件によって、ほかの地域でもハード的な部分の整備というのが難しいところも多々あるかと思います。ハードを整備するだけが安全対策につながっていくとは必ずしも思っておりません。それぞれ関係各所が、危険な箇所については共通認識を持って安全の確保というのは、引き続き周知なり徹底なり努めていくことが基本的に重要なことではないかなと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 要するに今300台、半減したんですか、と言いながらも車がその狭い道を毎日毎日通ってくるということで、それによって生じていると、今課長さんもそういうことでおっしゃられましたけれども、そこに集中してくるわけですね。それまでのコースは幾つかに分散されてきているので、それぞれ確かに迷惑被っているという方もおられるか分かりませんが、何にしても、あの区間、2キロほどですか、あそこには全て集まってきているという状況にあると思うんですよ。そういうことによって、今いろんな問題が起こっているということを私も先ほどから質問させてもらっているわけなんですけれども、その方々が一遍声を聞いてもらう、その辺のところの把握はされてるんですか。割合、田舎の紀美野町というのは穏やかな方々が多いと。そういう中であんまりきついことを言われぬというふうには、まず私も思うんですけれども、しかし、実際に大変な迷惑をしているというふうな気持ちは持つておられると思うんですよ。それに対しての関係する住民の方々の声を聞いてもらうと、一遍それについてやってもらったらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから歩道については、安全の確保とかいろいろとおっしゃられましたけれども、具体的にどんなことを考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

確かに2キロの区間というのは車両のほう、ずっと集まってきてございます。あちこちで工事やってる関係上、通ってくるのは上から来る車もあるんですけども、通行ルートとしましては、その新宮橋のルートを通して平成大橋に抜けていくというふうな状況になってございます。

付近の学校であるとか、住民の方に影響が出ないように、以前から、通学時間にダンプカーの影響が出ないよということ、8時半まで、8時半から14時30分までの間については県道野上岩出線のほうは通行はしないように周知徹底しております、また町民会館前の国道から上への町道につきましても、8時半以降でないと通行できないようにトラックの指導も徹底してございます。

周辺の皆さんの御意見なんですけども、随時伺っております。可能な範囲で即時対応していくように努めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと歩道の関係で、具体的な安全対策ということで御質問あったかと思ひます。それにつきましても、先ほど申したようにソフト面の交通安全教室みたいな形で、学校であるとか行政であるとか、そういった部分で連携して努めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 関係する住民の方々の意見というのを聞いているとおっしゃられたんですね。それについてはどのような声が出ていますか、どのように把握されていますか、ちょっとお聞かせいただきたいのと、それから安全教室をするということで、横断歩道の渡り方とか、そんなことが勉強の対象になるかというふうに思いますが、しかし車がああいうふうに狭い道を走ってくる、そういうふうに、新宮橋でもそうですけれども、単に1台だけ来るんやったらいいんですよ、双方から来る可能性もあるわけでしょう、新宮橋はね。ダンプは常にもう上がってくる、一方通行ですけれども、よそから来た車が、今度反対に下りてくると。そのときには、本当に橋狭くなるというふうに思うんですけれども、それは安全教室というふうなところで何とかなるものではないんじゃないんですか。やっぱり物理的に何らかのことをしなきゃならんというふうに思いますが、その辺はどうなんですか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） まず美濃議員の、どんな声を聞いているかという話なんですけども、ほこり問題であったり騒音問題であったり、通行することによっての危険、そういったものを伺ってございます。

それと交通安全関係なんですけれども、実際、橋梁に歩道を設けるというのは、現実問題として難しい部分はあるかと思ひます。また新たに橋を架けるような工事をしなけ

ればならないということでもありますので、実際その新宮橋なんですけれども、幅員でいえば7メートル、車道の部分でございます。ですからある程度、交通安全関係の意識向上を図ることによって、ハードを整備したところで、根本的な安全意識というのを高めなければ交通安全にはつながっていかないのではないかなと考えております。そういったことで、申し訳ないんですけどもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○11番（美濃良和君） 休憩ちょっとお願ひします。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 2時27分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時33分）

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 住民の方々、神野市場の車が通っていく370号、このところで、今の答弁では、ほこりとか音とか、それから危険な思いをしていると、こういうふうな声が聞けたと、そういうことなんですよね。これに対して、それなりの対応をしていただくということではできるわけですか。

それからもう一つ、歩道関係でございましてけれども、今7メートルの幅員だと、こういうこと言われましたよね。これ1台だけ通るんでしたら相当な余裕があると思うんですけども、擦れ違う形で車が2台通るといふことも時にはあるわけですよね。その辺のときの子供が、何かの拍子にそういうことに引っかかって、ひかれるというんですか引っかけられるというんですか、そんなことが起こらないのかどうか。それに対して、何らかのことが必要じゃないかというふうに思うんですよ。車を止めて、この時間帯は車を止めるということは難しいと思ひます、下校時はね。そういうふうなこともありますから、その辺の対策、人を置いていただくとか、その辺のところについてはどうであるんか、もう一回聞いておきたいと思ひます。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答ひいたします。

住民の方々の御不便につきましては、随時お伺いして解消に努めてまいりたいと思います。

それと新宮橋、擦れ違う場合にその歩道を歩く場合、大変危険な思いをしているということであるのであれば、そこらについてはちょっと状況を見た上で、必要に応じて警備員の配置というのも要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それと次の、天文台の運営についてお聞かせいただきたいと思います。

職員の増員のお考えもあるということなので、それは大いに進めていただきたいと思っています。

あと、待避所とそれからグレーチング、要するに側溝の蓋ですね、それを考えておられるということなんですけれども、以前から、あそこにせめてマイクロバスが上がれないのかというのがあったかというふうに思うんです。それがなかなか実現せずに来てると思うんですが、その道路自体の、当面そういうふうに対処、グレーチングの方法もありますけれども、基本的にこのアクセス道路、もう少し、せめてマイクロバスでも通れるような状況にという計画というんですか、お考えというのはどうであるのかを聞きたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

みさと天文台へ登るルートなんですけれども、主に二通りございます。

一つ目が、町道松ヶ峯線を通行して天文台へ到達するもの、もう一つは町道谷線を経て町道三ツ谷線、林道三ツ谷を經由して天文台へ到達するものとなっておりますが、それについて、一つ目のルートなんですけれども、惣福寺や、セミナーハウス未来塾の前を通りまして、松ヶ峯の集落を縫うように道路が整備してございまして、道路の延長も3キロ以上ございます。幅員が4メートル未満の区間が89%、最小車道幅員も2メートルと、とても狭小な部分になってございます。

また二つ目のルートである、谷線から進入するルートなんですけれども、こちらがみさと天文台開設時に、アクセスルートとして一部整備した上で開通したものでございまして、最小幅員は3メートルございますが、全体区間のほとんどが幅員三、四メートル、

また縦断勾配が非常にきついということで、一部林道でまた整備をしているために、側溝に蓋がないというようなことが言われておりました、夜間の通行において脱輪する場合などが発生している状況でございます。

従前から、この谷線からのアクセス道路については、道路の部分に待避所を設置するなど部分的な改良を実施しております。山切りやっているところもでございます。ただ、それでもまだまだちょっと狭隘な区間が多い状態となっております。マイクロバスなんですけれども、ちょっとマイクロバスは通行はできますが、それ以上になるとちょっと難しい、対向も難しいというような状態でもあります。天文台の今後のリニューアルオープンに伴って、交通量の変化等を十分に把握しながら、利用されると利用料、費用対効果等も検証した上で順次改修を進めてまいりたいと思いますので御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 行政になってくると費用対効果ということになってくるんですけど、せっかくここまでやっていただくというこの天文台、やはりアクセスの道路というのは非常に大きな問題、大きいというんでなくて、大事な問題ということになってくるかと思うんですね。そういう点で、今課長さん言われた費用対効果も考えながらもやっていくということでございますけれども、ここまで来たんですからもう少し町の人たちも安心して夜、昼間じゃなくて夜ですからね、天文台という施設ですからね。そういう点で考えて、費用対効果も大事ですけども、もう少しこのアクセスに力を入れていただくと、そういうことについてはどうであるんか、もう一度だけお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員にお答えをいたしたいと思いますが、費用対効果もさることながら、やはり交通の、入場者の方々の安全面、これがまず大事であるかと思っております。そうした中で、あの勾配から見ますと、やはり今以上に拡幅をするというのは非常に困難なような状態でございます、やはり溝に蓋をし、そして普通車であれば対向できるぐらいの拡幅までが精いっぱいであろうというふうに考えております。

したがいまして、これに関連して、やはりそうした溝の蓋をつけ、そしてできるだけ対向ができる、そういう待避箇所、これを造って交通の安全性を図っていきたいという

ふうと考えておるところでございますので、費用対効果もさることながら、やはり安全面からまず第一に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 天文台のほうはそういうことでぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

次に最後の、種苗法について聞かせていただきたいと思っております。

国のほうへの働きかけはしないという答弁でございましたけれども、これ、これから大きな問題になってくると思うんですね。種子法の中には、十数万人の方々がそういうふうな、種子法を変えないでくれと、そういう陳情等もあったそうで、種苗法についても、ばたばたというふうに、何か訳の分からんうちに国のほうはこの問題はやってしまおうというような面があったようでございますけれども、しかしこれでも2万人以上の国会請願が出されて、この問題を改定してもらいたくないと、そういうふうな声が上がったようであります。

この遺伝子組換えの問題がやはり大きな心配事であるかというふうに思うんですね。課長さんのほう、登録品種等についてのお話でございました。登録品種、確かに言われるように米やブドウやリンゴやということであるんですけども、登録品種の数少ない野菜の作付実態の中で、サツマイモやイチゴ、サトウキビなどを、栄養生殖で増える、要するに挿し木とか、栄養生殖で増える野菜の登録品種の依存は強まってと、そういうふうなことで十分ではない、安心はできないというふうな状況ではあるかというふうに思うんです。

もう一つは、さきに申しました「モンサントの不自然な食べもの」、今はモンサントじゃなくてバイエルになってますけれども、ここでも問題になって、私もその映画見たんですが、メキシコのほうで、昔からメキシコの方々が自分たちで自家採取をして採ってきたトウモロコシですか、それがモンサントの種、遺伝子組み換えされたトウモロコシの花粉が飛んできて、そして在来種のトウモロコシのね。この交配すると、そうすると、この会社が警察をつくってるんです。勝手に畑に入ってきて、品物がどうであるんかを持って行って調べて、このうちのあれが入ってるということで罰金を取られるという、そういうふうなとんでもないことが行われているのですよね。こういうふうなことがあったり、安心して任せといたらいいというものでは絶対ないというふう思うんです。

今、十数年前もなるかというふうに思うんですけど、私の知り合い、種交換とかいうて、本当に若い方々が種を交換しながら、これがいいんだよというふうな形をして進めていったりするようになりますけれども、そういうふうな方々もおられるし、今それが許されないようなやり方の法律は、私はつくるべきではないというふうに思うんですけど、もう一度、答弁もらいたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） まず、登録品種になりますけども、先ほど最後に言われました新たな品種改良を個人がされて、それが登録された物が登録品種になって、それが知的財産として守るとというのが、この法律の改正の趣旨になります。普段、紀美野町でほとんど作られている作物というのは、ぶどう山椒にしろ、太秋、それから富有柿、刀根早生、中谷早生などは全てこれ一般の品種となります。それから、米でしたらキヌヒカリ、コシヒカリ、ヒノヒカリ、それからミカンでしたら、早生関係が全てそうです。それから、八朔、はるか、不知火、ネーブル、ゆず、この辺も全て一般品種となり、ほとんどが一般品種で、特定品種で作られてるのは町内では、まりひめであったり、紅ほっぺとなります。ただ、イチゴに関しましては、もともと種苗がウイルスによって弱いという欠点がありまして、親株は購入されます。親株を購入する購入代金の中に、もともと自家増殖する料金も含まれてるということで聞いてございます。サツマイモに関しては、紀美野町でちょっと確認は取れてないんですが、その分については、もしかしたら影響が若干出てくるかもしれませんというのが、今の現状です。

それから、国内でいろいろと署名が提出されたというところでございますが、基本的に多いのが北海道でございます。北海道は基本ジャガイモであったり、そういう品種という部分で、特定品種が多いから出されたというふうに聞いてございます。本来の今回の種苗法の一部改正というのは、私たちの日本国の優良品種が海外に流出し、他国で増産された第三国に輸出される、または日本に逆輸入されるという現象が起きました。それを守る、日本の知的財産を守るという趣旨が第一でございます。そういった意味から、今回の改正を出したいということで、国のほうは求めてございました。まだ提出はされておられませんけども。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、いろいろとお聞きしたんですけども、日本での問題

については既に現代の法律の基でずっとやってきて、何も問題ないんですよ。結局、課長の言われてるようなことについては、篤農家が何年という年月をかけて良い物を持ってきてやってきてるだけで、そこでも問題ないと。課長の言われた、要するに外国に持っていかれるのが心配なんだよということで、これは期待してる方々もあるように聞きます。

しかし、実際のところ、この防止策というのはいないんです。政府の方でも認めてるんですが、海外流出の決め手というのは、もう海外での品種登録を進めることしかないんだと。幾ら法律つくっても駄目なんだよということ、農水省も認めてるんです。だから、そんな要らないことでしたら、かえって法律の改正はするんじゃないかと、今のままで我々が、お互いにこれはいい品物だからあなたも作ったらというふうな形でやっていくほうが、非常にいいことだと思うんです。その辺のところは今、要するにTPPとかFTAとか、海外からもっと品物を入れるために条件をそろえましょうという、そのこのところの問題が大きいんじゃないんですか。基本的にこれをやって、よくなっているところがなくて、かえって先ほどから言っているように、外国のバイエルなんか種を送り込んでくる、要するに会社が種を買えと。日本にある会社を買ってまで買わせようとなる。そういうことをやってると思うんですが、それについてはどうですか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

まずは、今現在の現行法では、種苗というのは特定品種でありまして、それをホームセンターで購入することによって、海外に持ち出すことができます。だから、外国人がホームセンターで買うたやつは海外に持ち出せるというのが、今の現行法になってます。

それとあと、国内の農家さんが自家増殖したやつは、海外に持ち出すことは今の現行法ではできません。ただ、この法律の抜け穴といいますか、その部分で、国がどこで自家増殖しているかという把握ができないために、一部の農家が勝手に国外へ持ち出して、それを売って海外で生産しているというのが今の現状でございます。まず、国としましては、その辺を止めたいという部分があったので、この法律の改正がなされたというふうに、農林水産省のホームページでは確認してございます。

それから、海外のバイエルが日本に種を送り込んでくるだろうということについては、ちょっと分かりかねる部分があるんですが、今現在、世界の遺伝子組換えの農作物の状

況というのは、平成30年度現在で、大きく4品目作られてます。その内訳は大豆、トウモロコシ、綿、西洋菜種、その4種類となっております。それが作られてるのは、アメリカ、カナダとかであるんですが、この部分について、一部日本のほうに入ってきたという部分を実際にはございます。その中に、パパイアの苗が以前入ってきたんですけども、それに関しましては、国のほうの、すみません、国ではなかったです。世界的に平成12年にあるカルタヘナ議定書というのを日本は採択しまして、そのカルタヘナ議定法を施行した後、その苗が遺伝子組換えがされていることを突き止め、その後、国はその国から入ってくる種苗に関して確認している、常に報告を求めるような感じとなっております。全て完璧にはなってはございませんが、国のほうもそこら辺の対策は講じているということ調べてございます。

以上で、ございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 基本的にこの法律が通っていくと、あれは、自家採取というのは難しくなってくるわけですよ。そういう点で、要するに外国で日本の物が売られないようにしようと思えば、先ほど言っているように、外国で品種とか苗の登録を取らなきゃならない、それしかないということ、農水省が先ほど何遍も言うように認めてることについて、する必要がなければ一応しなければいいんじゃないですか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） その現行法によって、改正すべきところは私は改正すべきであるとは思いますが。実際にその海外でも登録というのは必要にはなるかと思うんですけども、今現在、実際にホームセンターで勝手に購入して、幾らでも外国で出せるということが問題になってるんで、その部分についての改正であると考えてございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それがホームセンターで買わなくても、闇から闇に行くなんて、幾らも方法ありますからね。そうでしょう。別に今では、大きなコンテナの中に一々チェックしてないということですから。そういうふうなことで、本当にまともにしようと思えば、外国でその品種の登録を取らなきゃならない、それしかないとしたら、あえて抜け道は幾らでもあると。それよりも問題なのが、今後日本でそういうふうな今いうところの、ちょっと平行線になってますけども、日本で作って自家採取したそうい

う物が認められなくなってくることのほうが、大きな問題ではないでしょうか。そういうことで、かえって外国資本を喜ばすような言い方は問題やと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 美濃議員の再度の質問にお答えします。

自家採取、自家増殖という単語になります。自家増殖は、基本的に一般品種は全て自家増殖ができます。特定品種、海外に持ち出しが禁止される品種に関しましては、基本的にはF1種と言われる、種を採って再度埋めたところでそれが同じ品質を保てないというのがF1種と呼ばれるもので、最近バイエルとかも、その方向で自分とこの種苗を今後売っていくために、そこら辺に力を入れているのが、今海外の企業でございます。御心配になっている部分のそのほとんどの90%以上が一般品種にあつて、その一般品種のほとんどが自家増殖ができる品質でございますので、特定品種の一部に関するものよりも、町内では一般品種が多いので問題ないかと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、美濃議員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 3時00分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時14分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、8番、北道勝彦君の一般質問を許可します。

（8番 北道勝彦君 登壇）

○8番（北道勝彦君） 質問させていただきます。

行政について。

合併後、他町はどのような政治を行っているか調べてきました。他町では、行政の基準は住民の命を守ることと住民の財産を守ること、町を自分の家だと思い、合併をきっかけにバブルがはじけ経営不振のところは廃業として、改革を行えば黒字となるところは改革を行い、経営を続けています。新しく事業を行う場合は、採算が取れるかどうかの試算を行い、限られた財源の中で行っています。

有田川町の旧清水町では、二川温泉廃止、護摩山にあった売店とレストラン廃止、札立峠レストラン、売店レストラン廃止、清水温泉は改革を行い黒字経営を行っています。日高川町、有田川町の川辺天文台と生石天文台は、経営を続けるには大きな予算が必要で、町外の人のために住民の財産は使えず、身を切る思いで休止、廃止としました。住民に事情を説明すると、一言の反対意見もありませんでした。町としては、随分楽になりました。町長の執行権については、意見が分かれたとき、どちらが住民のためになるのか判断して執行します。絶対的に一般住民のためにありますとのことでした。

合併後、行政改革を行った他町と比べるところがありますが、質問させていただきます。

A、救急車について。

以前、議会で紀美野町は東西に長く、長谷毛原地区まで約30分以上かかり、毛原下の小西地区に待機所を造っていただきたいとの質問に、予算が組めませんとの答弁でした。あれから10年ぐらいたって、その間いろいろな事業をされ、町外経営者のりら学園の屋根の改修費用に大きな金を使われていますが、人の命に関わることであり、先に造っていただけないのはどうしてですか、お聞きします。

B、住民の要望に対する対応について。

区長を通じ要望していますが、財政が厳しく予算を組むまで待つてくださいと課長の答弁で、長い間予算を組んでいただけないところがあり、早く予算を組んでいただかなければと思いますが、お聞きします。

C、かじか荘について。

経営改革を行わない経営者に住民の財産を多く使われ、現在も赤字経営を続けています。どうして経営改革を行う経営者に変えないのか、お聞きします。

D、道の駅について。

広く大きな道の駅を造ろうと進めています。失敗は許されません。全線開通して、バスや車が通ってからでなければ、採算の取れる試算ができないと思いますが、どのようにして採算の取れる試算をされたのか、お聞きします。

E、町経営について。

他町では行政の基準は住民の命を守ることと、住民の財産を守ることと言われていません。現在、赤字経営の天文台や、住民の財産をつくる道の駅の事業を進めています。また、改革も行わず、赤字経営のところ住民の財産を使い、現在も赤字経営を続けてい

ます。このような行政で住民の財産を守っていけるのか、お聞きします。

また、町長は何を基準に行政をされているのか、お聞きします。

F、落札額が漏れていたことについて。

以前、議会で、どうして落札額が漏れたのですかとこの答弁で、町長が一人で決め、金庫に入れ、入札当日まで開けることがなく、絶対に漏れることはありません。100%落札は、たまたま合ったのでしょうかとの答弁でした。合併後も漏れていたため、2回も警察のお世話になり、このような町は紀美野町だけだと思います。落札業者が決まっていながら、入札に行かれた業者に迷惑をかけ、一番犠牲になったのは住民の財産です。合併後、落札額80%以上の差額分を業者から町に返済していただかねばなりません。町の最高責任者の町長から、返済するようしていただけますか。もし、返済していただけない業者があれば、漏れた責任を取り、町長、副町長からの返済をお願いしなければならないと思います。どのようにされますか。お聞きします。

(8番 北道勝彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、北道君の質問に対する当局の答弁を求めます。
消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) 北道議員の御質問A、救急車について、御答弁をさせていただきます。

かねてより同様の御質問を何度かいただいており、その都度、御説明をさせていただいておりますとおり、東部地域分署等の必要性は十分理解しているものの、財政面や現有消防力等を鑑みますと、現状においては、国から示された消防の広域化に関する基本指針に基づき、問題解決することが最も適切な方法であると判断しております。

なお、毎週1回長谷毛原地区までの救急パトロールを実施するとともに、昨年7月からは不定期ではありますが、日中、毛原地区を中心とした町の東部地域を限定的に、救急車でパトロールや調査を行っております。さらには、消防自動車以外勤する際には必ずAEDを持参し、有事の際にできる限り、迅速な対応ができるよう努めているところであります。

今後、県が新たに策定する和歌山県消防広域化推進計画が示されたならば、その計画に沿って積極的に取り組んでまいりたいと考えていますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上を答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 北道議員の2点目、Bの住民の要望に対する対応についての御質問にお答えをいたします。

区長の皆様におかれましては、地区駐在員として、地域と町行政のパイプ役として重責を担っていただき、地域の要望を町へ届けていただいています。

この要望について、町は区長と協議を重ね、解決する方法を見いだしています。財源が伴い、早急に対応すべき案件については、予算流用や予備費等でも対応させていただき、そうでないものは、予算を計上し議会で御審議をいただいております。

地区からの要望には、様々な案件があります。解決に相当時間を要するもの、多大な予算が必要となるもの、他の地域との調整が伴うもの、町全体のバランスを考慮しなければならないものなど、あらゆる視点から総合的に考え、区長と相談、協議調整しながら解決に努めています。

このような取組の中、早急に解決できないことが多々あり、御迷惑をおかけしていることもあると思いますが、町といたしましては、住民との合意の上で事業を進める方針でありますので、議員の皆様におかれましても、今後もさらなる御協力を賜りますようお願い申し上げます、住民の要望に対する対応についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、私のほうからは、北道議員の町行政についての3番目のC、かじか荘について、4番目のD、道の駅について、5番目のE、町経営について及び6番目のF、落札額が漏れていたことについての御質問にお答えいたします。

最初に、3番目のC、かじか荘についての御質問にお答えいたします。

美里の湯かじか荘は、本町の豊かな地域資源の有効利用を図り、農林業の振興、地域住民のコミュニティ活動の推進及び町民と都市住民との交流等の拠点施設として設置さ

れており、民間事業者の能力を活用しつつ、より一層の地域の活性化を図ることを目的として指定管理者の指定を行ってまいります。

指定管理者の選定につきましては、地方自治法第244条の2第3項及び紀美野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、指定管理者の公募を行い、選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定してまいります。

平成25年12月1日から現在まで丹生の都プロジェクト株式会社が指定管理者として、美里の湯かじか荘本館、新館、毛原オートキャンプ場の3施設を管理してまいります。

指定管理者においては、自然を生かしたツアー・イベントの企画、みさと天文台とタイアップした集客事業、恒例の風物詩となっている流しそうめん、周辺の自然を生かしたツアー・イベントの企画、SNSを利用した営業活動など民間事業者の能力を活用した様々な事業に取り組んでいるところでございます。

今後も指定管理者、町とともに、美里の湯かじか荘の利用者の増加を目指し、より一層の活性化を図ってまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、4番目のD、道の駅についての御質問にお答えいたします。

議員のどのようにして採算の取れる試算をされたのかという御質問につきましては、国道370号や県道野上清水線の拡幅工事等が完成すれば、道の駅の利用者として想定される生石高原や高野山への観光客などの交通量が、飛躍的に増えることが予想される中、地元の特産品などを活用した活力ある地域づくりの促進や、町内に点在する観光施設、宿泊施設、各種飲食店等への誘客促進など、道の駅単体ではなく町全体の活性化を図ることにより、道の駅の整備や運営に係る費用を上回る経済波及効果を生み出すことができるよう、候補地の選定や運営体制などについて、引き続き十分な検討が必要であると認識してございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、5番目のE、町経営についての御質問にお答えいたします。

現在、当町は平成29年度からの10年間の将来像とまちづくりの方向性、それに対する分野別施策の基本的な方向を明らかにし、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための指針となる第2次紀美野町長期総合計画を基に、町行政を推進してまいります。

当計画におきましては、「空・山・川のふれあいのある美しいふるさと」を目指す将

来像とし、この将来像の実現に向かって住民と行政が共に力を合わせて地域協働で取り組むまちづくりの深化と拡大に取り組むため、「住民活力でつくるまちづくり」のローガンを掲げています。

また、全国的に人口減少が続く中、当町においては、2040年の目標人口を定めた改訂版紀美野町人口ビジョンと、人口問題への取組の基本的な指針となる第2期紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和元年度に策定し、長期総合計画と一体的な推進を図っているところであり、各種事業につきましては、必要経費を予算化し、議会において御可決をいただいた上で、執行しているものでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、6番目のF、落札額が漏れていたことについての御質問にお答えいたします。

平成18年1月に町が合併して以来、工事、委託業務、物品購入など数多くの入札が行われてきました。落札率については、様々な数値がありましたが、その落札率は町が設計した金額に対し、業者が自ら積算し応札した金額により落札されたものであり、適正な金額であると思います。

したがいまして、御質問にありましたとおり、町長が業者に請求することはありませんので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

8番、北道君。

○8番(北道勝彦君) 救急車について。毛原下小西地区に救急車を待機しますと、長谷毛原地区まで約6キロで約6分か7分で行きます。国吉地区、桂瀬地区、谷地区、滝ノ川地区、名村地区に短時間で対応でき、住民の命に関わることで住民の願いでもあり、ぜひ造らねばと思います。造っていただけませんか。

○議長(伊都堅仁君) 消防長、家本君。

○消防長(家本 宏君) 北道議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど答弁させていただいたとおり、今、議員おっしゃるようなメリットは十分承知をしております。必要性に関しても十分理解をしておりますが、しかしながら、いろい

ろと今、町の置かれてる状況を財政面、また現有消防力等々を勘案すると、何度も申し上げますが、やはり消防の広域化に関するこの基本指針、これに基づいて一応対応していく、これが最も町にとって有効な方法であるというふうに銘じておりますので、御理解を賜りたいと、このように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 予算の都合と言うけど、待機所建てるだけで、あと働いてる人も同じようにできるし、無線で来たらずぐ走れるから、ぜひ造ってもらわな、予算なんてどんだけようさん要んのよ。土地買うか、買って、待機所一戸建てるだけやもん、待機所。そんな大きな予算要らんと思いますよ。

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 今、北海道議員から御質問いただいた件に関しまして、答弁させていただきます。

確かに、建物を建てるだけ、またものは確かにできると思うんですが、以前にもこれ、議員に御説明させてもらったと思うんですが、やはりこの業務を行う上においては、隊員数、これが必要になってきます。いろんな法律で取決めがありまして、例えば、緊急活動をするにしても最低3人以上、救急車に乗車しなければならないという法律の取決めがございます。そういったことから、24時間365日、継続した適切な消防業務を行うとするならば、やはり現状の消防力においては職員数が不足するといったような状況になってきます。ですから、イニシャルコスト、また先々人事等々含めたランニングコスト等々を含めると、やはり相当大きな財政的な負担が必要になってくるということでございます。

以上を答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 今の人員でできると思うんやけど。今も3人搭乗してやってるんでしょ。ただ待機所へ移動するだけのこと違うんかい。新たにまた、人員入れてというような話と違うと思いますけど。ほいで、今まで事業されてきた中で、せんでもええ事業、ようさんあったんや。予算らその一部使うただけでできると思いますよ。おかしな話やないですか。

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） この他の予算の云々ということに関しては、私は全く分かりませんので、これの答弁は差し控えさせていただきます。

ただ、現状で行けるのではないかというこの質問でございますが、現状においても、必要最低限の人員で、今いろんな業務に従事しているということでございます。救急車1台運用するのに3人、また消防自動車、救助工作車、災害現場によっては救急車だけ出動すればいいというものではございません。当然、人命救助を伴う救急業務、こういったものも当然のことながら発生しますし、となってきますと、今現場に出動する隊員数、これ今でも最低といったような状況でございます。

先ほど来、説明させていただいてますように、仮に分署等、一応設置した場合に、やはり、そちらで24時間365日待機する職員、これやはり別に確保する必要があるというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 救急車を増やせというのと違うで。今の現状で、1台向こうへ待機させたらどうですかという質問をしてるんです。同じ人員で行けるんじゃないですか。

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 紀美野町というのは、やはりこう東西に長い状況にありまして、今のこの救急車を仮に向こうに移動するとなったら、逆に、議員、こちらの守りができなくなってしまうと。今、救急車2台あります。これは自動車も含めて2台あります。しかしながら、先ほど来、言うてるように、救急車だけ議員がおっしゃるような地域へ配備すればいいというものではございません。何度も申し上げますが、やはりいろんなことを考えて想定しての隊員、これを確保しなければならない。年内の確保人員は、今の状況でももういっぱいです。これ以下では、やはり有効な消防業務ができやんというような状況になってます。

それからその上、この東部地域で救急車を仮に配置するとなれば、やはりそれ専用の人員が当然のことながら必要となってくるということになりますので、御理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） これ、人の命に関わることやけね、2人増やそうと3人増やそうと、絶対にしてあげなければ、住民から要望が出てんねんけね。命に関わること

やけど、おまえそなん予算組めやんとか何やという話と違うと思うんやけどね。

町長、どない思われますか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の御質問にお答えいたします。

この議論につきましては、もう何回となしに繰り返してるわけですが、ただ議員がおっしゃるように、単に救急車だけを配備する、そしてまた消防車だけを配備する、そんな簡単なもんじゃございません。といいますのは、例えばの話、先ほども消防長のほうから答弁させていただきましたが、人員にしても、少なくとも3人ないし4人は必要なんです。そこで3交代でいきますと何人要ると思います。12人ほど要るんです。そこへ消防車または救急車の維持管理、そしてまた、そうした施設の管理ということで、もうこれについては、どれだけ要るというのは、今までもう何回も答弁させていただきましたので省略させていただきますが、それだけの経費がかかってくる、そしてまた人も要ってくる、そうした体制の中で、実は広域消防という話もありまして、そちらのほうで、広域消防のほうで、やはり当町としては乗っていきたい、そうした思いでおったんですが、ちょっと一時進捗はしましたけど、これが挫折したというような状況でございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 初めの質問で、りらの学園へ3,000万近く屋根の改修に使うたり、ほいで花火大会したり、いろいろやられてんねん、事業あれからずっと。やっぱりそういうところに使うんやったら、先に救急車してほしいということを要望したんやけど。おかしなとこへ金使うんやったら、なぜ救急車を増やしてでも造っちゃらんの。おかしな話やないか。

○議長（伊都堅仁君） 全く違う話や。

町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の御質問にお答えいたしますが、おかしなところへ予算を使っていると、こういう今、発言がございましたが、決してそうじゃなしに、予算を計上し、そして皆さん方の御審議をいただいたその上に立って、この事業を執行してるということを、まず御承知をいただきたい。そうした中で、現在まで私どもは事業を進めてきたと、こういうことでございますので、そのときに承諾をいただき、そして

また今、おかしなことを言うと言われたら、これはちょっと理屈が合いませんので、一つ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） おかしなことを言うって、どうしておまえ、地元の経営者と違うところへ金入れたり、それは町長は議決してと言うけど、発案されたのは、皆、町長やで。議決したら何でもできると思ったら大間違いや。やっぱり発案者がもうちょっといろいろ考えて、やっぱりやってもらわなね、行政。

○議長（伊都堅仁君） ちょっと休憩します。

休 憩

（午後 3時43分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時44分）

○議長（伊都堅仁君） 次にBのところ、行ってよ。

○8番（北道勝彦君） かじか荘について。

○議長（伊都堅仁君） Cやな。Bはもうええんやな。Bはもうええんか。さっきの答弁でええんやな。

○8番（北道勝彦君） Cやで。

○議長（伊都堅仁君） いや、Bよ。

○8番（北道勝彦君） いや。僕はあかんさけ。

○議長（伊都堅仁君） ほいじゃ、Cへ行ってください。

○8番（北道勝彦君） 合併後、かじか荘は赤字経営で、現在まで住民の財産1億数千万円を使われ、経営改革も行わず、現在も赤字経営を続けています。バブルがはじけ、多くの個人経営者が廃業しているのに、経営改革を行わないのは不思議なことです。また経営改革を行わず、赤字経営を続ける経営者を、経営改革を行う経営者に変えないのは、もっと不思議なことです。これにより、現在まで住民の財産はどぶに捨てているようなものだと思います。経営改革を行うか廃業しなければ、これからもずっと住民の財産を無駄に使うことになります。町長はこのような行政をいつまで続けられるか、お

聞きします。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 北道議員のただいまの御質問にお答えいたします。

指定管理者につきましては、先ほども答弁させていただきましたけども、議会の議決を得て、指定管理者を選定してございます。それで指定管理者におきましても、様々ないろいろな取組を行っていただきまして、先ほども言いましたけれども、様々なイベント等を行ってもらって事業に取り組んでいただいているところでございます。

しかし、確かに赤字は今までも続いてきたところもあったんですが、令和元年度につきましては、コロナの関係もありまして、コロナの関係がなければ黒字になるといったようなことであったんですが、ちょっとコロナの関係で実際、若干の赤字ということにはなっておりますが、そういったことで努力をしていただいて、現在進めているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 僕は経営者変えたらどうなんという質問をしたんですよ。

答弁になってないで。これ、経営改革を行わない経営者に住民の財産を多く使われ、現在も赤字経営を続けています。どうして経営改革を行う経営者に変えないのか、お聞きしますという質問やで。経営者をなぜ変えへんのかという質問やっしょ。

町長、答弁してくれ。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の御質問にお答えをいたしますが、指定管理者をなぜ変えないのかと、こういうことでございますが、この指定管理者につきましては、皆さん方、御承知のとおり一般公募をし、そしてこの審議会において審議をし、そして決定をしたことを今度議会へかけて、皆さん方に御承認をいただいた上で指定管理者として指名をいたしております。そうしたことを考えていただいて、今の答弁に代えたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） これ、住民の財産を1億から使うてんねん。なぜ、早くこれ人を変えないの。おかしい話やぞ。こんなもん、住民の財産をおまえ1億、2億近く

使うてんねんで。ほいでまだこれからも使おうとしている。おかしいやろ。そんだけ住民の財産、どんなんや思ってるの、皆、町長は。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の御質問にお答えをいたしますが、先ほども申し上げましたとおり、皆さん方に上程をし、指定管理者を上程し、そして議決をいただいた上で、指定管理者として指名しております。

したがいまして、これは町長だけの話ではなしに、議会の承認を取った上で指定をしますんで、そここのところを十分御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 町長の議決する前に、町長はやっぱり住民の財産、使うてのことやけ、判断間違うちゃん違うんか。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 3時51分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時57分）

○議長（伊都堅仁君） 次の道の駅について。

8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） いろんなこと言うちゃうけど、これ議長に許可もうて質問してんねで。かじか荘について、経営改革を行わない経営者に。

○議長（伊都堅仁君） 質問するんは、ほやから許可してるわけ。

○8番（北道勝彦君） まあ、読んでくれよ。これ許可もうた質問やけ。財産を多く使われ、現在も赤字経営を続けています。どうして経営改革を行う経営者に変えないのですかちゅう質問やしよ。何にもね。

○議長（伊都堅仁君） ちゃんとした答弁、もうちゃあねんやろ、ほいで。その答弁もうたらもうたで、従うてまた質問してよ。

○8番（北道勝彦君） ほいで、質問したら答弁なっていないわっしよ。

- 議長（伊都堅仁君） 次、これちゃうんやで。これもうええっていうこと。
- 8番（北道勝彦君） もうええわ。
- 議長（伊都堅仁君） Bの。
- 8番（北道勝彦君） それはおかしなこと言うさけよ、議長。俺は言うてんねん。
許可もうて質問してんのに、おまえ言うたらあかんてな。
- 議長（伊都堅仁君） もう、ないんか。
- 8番（北道勝彦君） 道の駅について、B。

これも答弁なってません。質問します。もう一回。広く大きな道の駅を造ろうと進めています、失敗は許されません。全線開通して、バスや車が通ってからでなければ、採算の取れる試算ができないと思いますが、どのようにして採算の取れる試算をされたのかお聞きしますと、これが僕の質問。簡単やろ。

- 議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 3時58分）

再 開

- 議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時00分）

- 議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。
- 企画管財課長（坂 詳吾君） 議員のどのようにして採算を採れる試算をされたのかという御質問につきましては、国道370号や県道野上清水線の拡幅工事等が完成すれば、道の駅の利用者として想定される生石高原や高野山への観光客などの交通量は、飛躍的に増えることが予想される中、地元の特産品などを活用した活力ある地域づくりの促進や町内に点在する観光施設、宿泊施設、各種飲食店等への誘客促進など、道の駅単体ではなく町全体の活性化を図ることにより、道の駅の整備や運営に係る費用を上回る経済波及効果を生み出すことができるよう、候補地の選定や運営体制などについて、引き続き十分な検討が必要であると認識してございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 簡単やで、これ。他町では、採算取れる試算ないと事業せんでいうこと言うてんねやわ。それも限られた財源の中で行っていますちゅうことでしょう。ほいで、こっち全部、車が通ってからやないと、どんだけ車、寄ってくれるか分からんしね。どんだけ車、通るかも分からん。そんなんでも試算もできやんのに事業進めるちゅうんがおかしな話や、進めようとするのが。だから質問してるねんで、僕は。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の御質問にお答えしますが、試算できやん云々の話を今されておりますが、先ほど来から課長が申してるとおり、今後運営体制等々について、引き続き十分検討をしていくということで申し上げておりますので、試算をするとは言っておりません。そのところを御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 事業する場合、個人でも会社でも、皆、試算を行うんよ。経営がやっていけるかどうかの。ほやけどね、車、通らんうちに試算できることないんよ。

（発言する者あり）

○8番（北道勝彦君） だから、違う。しようとしてんねけね、今してのうても。土地の選定とか、いろいろなこと言うてるけど。だからもうちょっと3年後とか、道ができてもてから、やっぱり試算して、ほいで、かかる事業と違うんか。僕はそんない思うんやけど。

（発言する者あり）

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の御質問にお答えいたしますが、先ほども私は西口議員の道の駅の件で、お答えいたしましたとおりでございまして、まだこれから3年、4年はかかりますよと。だから、その間十分検討してまいりたいということで答弁をさせていただきますので、その答弁のとおりでございますので、よろしく願います。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） ほやったら、土地の選定とかいろいろなことやってるけど、3か所あるとか。そんなことは、まだかかってないんやろな。かかってたらおかしな話

やないか。

(発言する者あり)

○議長(伊都堅仁君) 今のちょっと、不規則発言はやめて。今の質問。

8番、北道勝彦君。

○8番(北道勝彦君) 町長は、土地の選定3か所あってどうやて議会で言いましたよ。まだそこまで、もうじゃあ進んでるちゅうことでしょうか。おかしい話やないか。何にも、なんぞ試算もしてのうて、そんなことできることないんや。ほいなけりや、またかじか荘とほかの事業みたいに、住民の財産使うて赤字であって、住民の財産使うて、ほいで赤字経営でずっとやってもて。そんなことされたら紀美野町は困る。だから、これも道の駅も、まだ全然かかってないんやったらええんやけども。

○議長(伊都堅仁君) 町長、寺本君。

○町長(寺本光嘉君) 北道議員の御質問にお答えいたしますが、候補地を選定していきたいということで、皆さん方に上程をさせていただいたことはございます。しかし、それからは話は進んでおりませんので、今も。それは先ほども答弁させていただいたとおりでございます。いろいろ諸条件が変わってくるという中での話でございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長(伊都堅仁君) もう、質問よろしいか。

○8番(北道勝彦君) それについてはもういいです。次。

○議長(伊都堅仁君) 8番、北道勝彦君。

○8番(北道勝彦君) E、町経営について。

ここで住民の財産を使い、現在も赤字経営を続けています。このような行政で、住民の財産を守っていけるのかお聞きします。また、町長は何を基準に行政をされているのかお聞きします。こういう質問や。

○議長(伊都堅仁君) 答弁者は。赤字経営と違うので、これ。

○8番(北道勝彦君) 答弁してくれてないで。

(発言する者あり)

○議長(伊都堅仁君) 執行部、答弁お願いします。

副町長、小川君。

○副町長(小川裕康君) 議員から、町の経営、赤字経営やと言われてるんですけ

ども、令和元年度の決算については、今調整やってるところではありますけれども、ざっと5億円ぐらいの黒字の決算になろうと思っております。昨年、そのずっと一昨年も、ずっと黒字経営で健全な経営をしてきてるものというふうに認識しております。

その結果、財政調整基金も二十二、三億ぐらいで推移しておりまして、必要な事業に対しては皆さんの了解をいただいて、事業を進めていきながらも、財政のほうもしっかりと見据えて進めていくというようなことでございますので、決して赤字ではないというふうに思ってますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 僕が見てると、皆、赤字経営ばっけや。黒字経営なってる、どこで幾ら年間、幾らの黒字経営なってるのか、事業やってるのか、お答えください。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 決算書を見ていただければ、毎年年度に決算書を調整して議会へ説明して、決算認定委員会で審議いただいて認定していただけてるんですけども、そこには収支が出てきておりますので、その収支を申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 数値申したって、事業でどこが黒字になってるのか言ってくださいという質問やで。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 4時11分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時13分）

○議長（伊都堅仁君） これ以上、説明のしようがないわけよ。

まだ、質問ありますか。どないする。もうこれは、Eのことはもう終わり。

Fで質問ありますか。

8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 落札額が漏れていたことについて。

さっき、言うてくれたらしいけど、はっきりしたこと分らん。もう一回、ちょっと答弁していただきたい。僕はここで、もし返済していただけない業者があれば、漏れた責任を取り、町長、副町長からの返済をお願いしなければと思いますが、どのようにされますかという質問やってん。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 北道議員の御質問にお答えいたします。

平成18年1月に町が合併して以来、工事、委託業務、物品購入など数多くの入札が行われてきました。落札率については、様々な数値がありましたが、その落札率は、町が設計した金額に対し、業者が自ら積算し応札した金額により落札されたものであり、適正な金額であると思います。

したがって、御質問にありましたとおり、町長が業者に請求することはありませんので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） よろしいか。

以上をもって、北道議員の一般質問が終わりました。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日17日から18日までの2日間を休会とし、19日午前9時から会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

散 会

○議長（伊都堅仁君） 本日はこれをもって散会いたします。

（午後 4時16分）